

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次 ページ

条 例

○北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部条例 (危機対策室)	2
○北海道国民保護協議会条例..... (危機対策室)	3
○北海道職員等の修学部分休業に関する条例..... (人事課)	3
○北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例..... (人事課)	6
○北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例..... (人事課)	7
○北海道情報公開・個人情報保護審査会条例..... (法制文書課)	8
○北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例..... (生活振興課)	10
○北海道食の安全・安心条例..... (道産食品安全室)	13
○北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例 (道産食品安全室)	17
○北海道離島漁業再生支援基金条例..... (水産林務部企画調整課)	22
○長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (出納局総務課)	23
○札幌医科大学条例の一部を改正する条例..... (総務部総務課)	23
○北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例..... (人事課)	23
○北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例... (人事課)	24
○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	24
○北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例..... (人事課)	24
○北海道職員の公務員倫理に関する条例の一部を改正する条例... (人事課)	25
○一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課)	25
○民法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例..... (法制文書課)	30
○破産法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例..... (法制文書課)	30
○北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例..... (法制文書課)	30
○特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例..... (生活振興課)	38

○北海道立女性プラザ条例の一部を改正する条例... (男女平等参画推進室)	38
○北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部を改正する条例 (環境生活部総務課)	38
○北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例 (保健福祉部総務課)	39
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (保健福祉部総務課)	47
○北海道立診療所条例の一部を改正する条例..... (医療政策課)	48
○北海道立看護学院条例の一部を改正する条例..... (医療政策課)	48
○北海道結核診査協議会条例の一部を改正する条例..... (疾病対策課)	48
○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例..... (食品衛生課)	49
○北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (経済部総務課)	50
○北海道企業立地促進条例の一部を改正する条例..... (産業立地課)	51
○北海道地方卸売市場条例の一部を改正する条例..... (商業経済交流課)	52
○労働組合法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 (労政福祉課)	53
○北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例..... (農政課)	53
○北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (農政課)	54
○北海道中山間地域等直接支払基金条例の一部を改正する条例 (農村振興課)	56
○北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例 (水産林務部総務課)	56
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例..... (建設部総務課)	57
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (建設部総務課)	58
○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例..... (公園下水道課)	59
○北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例..... (建築指導課)	60
○北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁総務課)	60
○文化財保護法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 (教育庁文化課)	61
○北海道立学校条例の一部を改正する条例..... (教育庁高校教育課)	61

毎月第3日曜日は道民家庭の日です。家族で団らんの機会を持ちまじょう。

○北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例…（警察本部会計課）	61
○北海道警察組織条例の一部を改正する条例……………（警察本部警務課）	62
○北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例 ……………（警察本部警務課）	63
○北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ……………（警察本部警務課）	63
○北海道保健所運営協議会条例を廃止する条例……………（地域保健課）	63
○北海道立社会福祉総合センター条例を廃止する条例……………（地域福祉課）	64
○北海道改良普及員資格試験条例を廃止する条例……………（農業改良課）	64
○北海道林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例……………（森林活用課）	64
○北海道水産物検査条例を廃止する条例……………（水産経営課）	64
○北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例を廃止する条例 ……………（教育庁高校教育課）	64
○北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例……（人事課）	65

条

例

北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部条例をここに公布する。

平成17年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 2 号

北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部条例

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条（法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、北海道国民保護対策本部（以下「本部」という。）の事務を総理する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、道の職員のうちから、知事が任命する。
（会議）

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他道の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

3 本部長は、法第28条第7項の規定により防衛庁長官がその指定する職員を本部長の求めに応じて会議に出席させたときは、当該職員に対し、意見を求めることができる。

（班）

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部員その他の職員は、本部長が定める。

3 班にそれぞれ班長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

（地方本部）

第5条 知事は、必要があると認めるときは、本部の事務の一部を行う組織として、関係支庁及び東京事務所に国民保護対策地方本部（以下「地方本部」という。）を置くことができる。

2 地方本部に国民保護対策地方本部長（以下「地方本部長」という。）、国民保護対策副地方本部長（以下「副地方本部長」という。）、国民保護対策地方本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長の指名する者がこれに当たる。

3 地方本部長は、地方本部の事務を掌理する。

4 副地方本部長は、地方本部長を補佐する。

5 前条の規定は、地方本部について準用する。

（現地対策本部）

第6条 国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に国民保護現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）、国民保護現地対策副本部長（以下「現地対策副本部長」という。）、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長の指名する者がこれに当たる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

3 現地対策副本部長は、現地対策本部長を補佐する。

4 第4条の規定は、現地対策本部について準用する。

（本部長への委任）

第7条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。
（準用）

第8条 第2条から前条までの規定は、北海道緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道国民保護協議会条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第3号

北海道国民保護協議会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第38条第8項の規定に基づき、北海道国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員及び専門委員）

第2条 協議会の委員は、60人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務の代理）

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（幹事）

第5条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（部会）

第6条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会長への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道職員等の修学部分休業に関する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第4号

北海道職員等の修学部分休業に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。）の法第26条の2第1項に規定する修学部分休業（以下「修学部分休業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（修学部分休業）

第2条 修学部分休業の承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校
- (2) 学校教育法第82条の2に規定する専修学校
- (3) 学校教育法第83条第1項に規定する各種学校
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる教育施設で任命権者が認めるもの

3 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年とする。

（修学部分休業取得中の給与）

第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第13条、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）第13条（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する調整手当、特地勤務手当（道職員給与条例第12条の3及び警察職員給与条例第14条の3の規定による手当を含む。）、へき地手当（学校職員給与条例第11条の3（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例第2条第2項において準用する場合を含む。）の規定による手当を含む。）、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに初任給調整手当、特殊勤務手当でその支給額が月額で定められてい

るもの（通信教育指導手当及び兼務手当を除く。）及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

2 前項の規定による給与の減額の方法は、同項に定めるものを除くほか、道職員給与条例第13条、学校職員給与条例第13条又は警察職員給与条例第15条の規定による給与の減額の例による。

（修学部分休業の承認の取消事由）

第4条 任命権者（市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員にあっては、市町村教育委員会）は、修学部分休業をしている職員について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 当該職員が修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- (2) 当該職員が、正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休業し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- (3) 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合に当該職員の同意を得たとき。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

2 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第30条の2に次の1項を加える。

4 地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する当該時間がある月における第2項の規定の適用については、同項中「業務等に従事した日」とあるのは「この項において同じ。」における正規の勤務時間（当該業務等に従事した日において地方公務員法第26条の2第1項の規定により承認を受けて勤務しない時間（以下この項において「部分休業時間」という。）がある場合にあっては、当該時間を差し引いた時間。以下この項において「業務等に従事した時間」と、「8日以上でありその月の初日から末日までの間において勤務時間等条例第3条第1項、第4条、

第5条及び第8条第2項の規定により定められた週休日並びに給与条例第13条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等以外の日」とあるのは「その月の正規の勤務時間の合計から部分休業時間の合計を差し引いた時間数（以下この項において「要勤務時間数」という。）に64をその月の正規の勤務時間の合計で除して得た数を乗じて得た時間数以上でありその月の給与条例第13条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等以外の日における要勤務時間数」と、「従事した日の」とあるのは「従事した時間の」と、「1日以上8日」とあるのは「要勤務時間数に64をその月の正規の勤務時間の合計で除して得た数を乗じて得た時間数」と、「特殊勤務手当の額」とあるのは「特殊勤務手当の額から北海道職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第4号）第3条の規定により減額する額のうち特殊勤務手当に係る額を差し引いた額」とする。

（北海道学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 3 北海道学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

- 3 地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する当該時間がある月における第1項の規定の適用については、同項中「業務等に従事した日」とあるのは「この項において同じ。」における勤務時間等条例第3条から第6条まで（これらの規定を市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により定められる勤務時間（当該業務等に従事した日において地方公務員法第26条の2第1項の規定により承認を受けて勤務しない時間（以下この項において「部分休業時間」という。）がある場合にあっては、当該時間を差し引いた時間。以下この項において「業務等に従事した時間」と、「等（以下「週休日等」という。）以外の日」とあるのは「等以外の日における勤務時間等条例第3条から第6条までの規定により定められる勤務時間の合計から部分休業時間の合計を差し引いた時間数（以下この項において「要勤務時間数」という。）と、「従事した日の」とあるのは「従事した時間の」と、「1日以上で週休日等以外の日」とあるのは「要勤務時間数」と、「当該手当の額」とあるのは「当該手当の額から北海道職員等の修学部分休業に關

する条例（平成17年北海道条例第4号）第3条の規定により減額する額のうち特殊勤務手当に係る額を差し引いた額」とする。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

- 4 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

- (6) 北海道職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第4号）

（北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 5 北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 4 地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する当該時間がある月における第2項の規定の適用については、同項中「作業等に従事した日」とあるのは「この項において同じ。」における正規の勤務時間（当該作業等に従事した日において地方公務員法第26条の2第1項の規定により承認を受けて勤務しない時間（以下この項において「部分休業時間」という。）がある場合にあっては、当該時間を差し引いた時間。以下この項において「作業等に従事した時間」と、「8日以上でありその月の初日から末日までの間において勤務時間等条例第3条第1項、第4条、第5条及び第8条第2項の規定により定められた週休日並びに給与条例第15条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等以外の日」とあるのは「その月の正規の勤務時間の合計から部分休業時間の合計を差し引いた時間数（以下この項において「要勤務時間数」という。）に64をその月の正規の勤務時間の合計で除して得た数を乗じて得た時間数以上でありその月の給与条例第15条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等以外の日における要勤務時間数」と、「従事した日の」とあるのは「従事した時間の」と、「1日以上8日」とあるのは「要勤務時間数に64をその月の正規の勤務時間の合計で除して得た数を乗じて得た時間数」と、「特殊勤務手当の額」とあるのは「特殊勤務手当の額から北海道職員等の修学部分休業に関する条例（平

成17年北海道条例第 4 号）第3条の規定により減額する額のうち特殊勤務手当に係る額を差し引いた額」とする。

北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

平成17年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 5 号

北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。）の法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（高齢者部分休業）

第 2 条 高齢者部分休業の承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の条例で定める期間は、5年とする。

（高齢者部分休業取得中の給与）

第 3 条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第13条、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）第13条（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する調整手当、特地勤務手当（道職員給与条例第12条の3及び警察職員給与条例第14条の3の規定による手当を含む。）、へき地手当（学校職員給与条例第11条の3（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例第2条第2項において準用する場合を含む。）の規定による手当を

含む。）、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに初任給調整手当、特殊勤務手当でその支給額が月額で定められているもの（通信教育指導手当及び兼務手当を除く。）及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

2 前項の規定による給与の減額の方法は、同項に定めるものを除くほか、道職員給与条例第13条、学校職員給与条例第13条又は警察職員給与条例第15条の規定による給与の減額の例による。

（退職手当の取扱い）

第 4 条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）第7条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第7項中「前6項」とあるのは「前6項及び北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第 5 号）第4条」と、同条第9項中「前8項」とあるのは「前8項及び北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

2 前項に規定する在職期間から除算する期間の算定に関し必要な事項は、知事が定める。

（承認の取消し又は休業時間の短縮）

第 5 条 任命権者（市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員にあっては、市町村教育委員会。以下同じ。）は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第 6 条 任命権者は、高齢者部分休業の承認を受けた職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年北海道条例第66号)の一部を次のように改正する。

第30条の2第4項中「第26条の2第1項」を「第26条の2第1項又は第26条の3第1項」に、「第3条の」を「第3条又は北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例(平成17年北海道条例第5号)第3条の」に改める。

(北海道学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

3 北海道学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年北海道条例第79号)の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「第26条の2第1項」を「第26条の2第1項又は第26条の3第1項」に、「第3条の」を「第3条又は北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例(平成17年北海道条例第5号)第3条の」に改める。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

4 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(7) 北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例(平成17年北海道条例第5号)

(北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

5 北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年北海道条例第78号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「第26条の2第1項」を「第26条の2第1項又は第26条の3第1項」に、「第3条の」を「第3条又は北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例(平成17年北海道条例第5号)第3条の」に改める。

北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第6号

北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(人事行政の運営の状況の報告)

第2条 任命権者は、毎年7月末日までに、前年度における人事行政の運営の状況に関し、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

(1) 職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)の任免及び職員数に関する状況

(2) 職員の給与の状況

(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(4) 職員の分限及び懲戒処分等の状況

(5) 職員のサービスの状況

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況

(8) その他知事が必要と認める事項

(人事委員会の業務の状況の報告)

第3条 人事委員会は、毎年7月末日までに、前年度における業務の状況に関し、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(5) その他知事が必要と認める事項

(公表)

第4条 知事は、前2条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告を公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 北海道公報に掲載する方法
 - (2) 知事が定める場所において一般の閲覧に供する方法
 - (3) インターネットの利用により閲覧に供する方法
- （委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

北海道情報公開・個人情報保護審査会条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第7号

北海道情報公開・個人情報保護審査会条例

目次

- 第1章 設置及び組織（第1条―第6条）
- 第2章 審査会の調査審議の手続（第7条―第12条）
- 第3章 雑則（第13条―第15条）

附則

第1章 設置及び組織

（設置）

第1条 北海道における情報公開の推進及び個人情報の保護を図るため、知事の附属機関として、北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）又は北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (2) 知事の諮問に応じ、北海道情報公開条例又は北海道個人情報保護条例の運営に関する事項を調査審議すること。

2 審査会は、情報公開制度又は個人情報保護制度の在り方に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

（組織）

第3条 審査会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会は、北海道情報公開条例第21条第1項又は北海道個人情報保護条例第40条の規定による諮問（以下「不服申立てに係る諮問」という。）に係る事案（以下「諮問事案」という。）等を審議する会議であって、これを公開することが適当でないと認められるものを除き、その会議を公開するものとする。

（部会）

第6条 審査会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

第2章 審査会の調査審議の手続

（不服申立てに係る審査会の調査権限）

第7条 審査会は、諮問事案の審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関（不服申立てに係る諮問をした実施機関をいう。以下同じ。）に対し、公文書（北海道情報公開条例第2条第2項に規定する公文書であって、同条例第17条の2第1項に規定する開示決定等に係るものをいう。以下同じ。）又は個人情報（北海道個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報であって、

同条例第23条第1項に規定する開示決定等、同条例第31条第1項に規定する訂正等の決定又は同条例第38条第1項に規定する利用停止等の決定に係るものをいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、諮問事案に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出等)

第9条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、不服申立人等から意見書又は資料が提出されたときは、不服申立人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)にその旨を通知するものとする。

(提出資料の閲覧等)

第10条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧、視聴又は複写を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときで

なければ、その閲覧、視聴又は複写を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧、視聴又は複写について、その日時及び場所を指定することができる。

(その他の審査会の調査権限)

第11条 審査会は、第2条に規定する所掌事項の審議(諮問事案に係るものを除く。)を行うため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたとき、又は第2条第2項の規定による建議をしたときは、その内容を公表するものとする。

2 審査会は、前項の諮問が不服申立てに係る諮問である場合においては、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するものとする。

第3章 雑則

(秘密の保持)

第13条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第15条 第13条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(北海道情報公開条例の一部改正)

2 北海道情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」の次に「・第27条の2」を加え、

第4章 北海道情報公開
第5章 雑則(第41条—
審査会(第28条—第40条)

第43条) を「第4章 雑則(第28条・第29条)」に改める。

第14条第2項ただし書中「北海道情報公開審査会」を「北海道情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)」に改める。

第21条第1項中「北海道情報公開審査会」を「審査会」に改める。

第21条の2中「(以下「諮問実施機関」という。)」を削る。

第4章を削る。

第5章中第41条を第28条とする。

第42条中「(前章を除く。)」を削り、同条を第29条とする。

第43条を削る。

第5章を第4章とする。

(北海道情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の北海道情報公開条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により北海道情報公開審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、改正前の条例の規定により北海道情報公開審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

4 北海道情報公開審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。

5 附則第2項の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例をここに公布する。

平成17年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第8号

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例

目次

前文

第1章 総則(第1条―第6条)

第2章 推進体制の整備等(第7条・第8条)

第3章 基本的施策等(第9条―第27条)

附則

安全に安心して暮らせることは、道民すべての願いであり、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現は、道民生活や社会経済発展の基盤となるものである。

しかしながら、近年の急激な社会環境の変化は、本道においても住民の価値観や生活様式を多様化させ、地域社会の連帯意識の希薄化や青少年の規範意識の低下などをもたらしており、それらを背景に、街頭におけるひったくりや強盗、住宅等へ侵入しての窃盗など、身近なところで発生する犯罪が増加し、道民生活に不安が広がってきている。

このため、道民一人ひとりがしっかりとした防犯意識を持ち、行政機関、事業者及び関係団体と協働し、基本的人権を侵害しないよう配慮しながら、犯罪の防止のための自主的な活動に取り組むとともに、地域の生活環境を犯罪が発生しにくいものへと改善していくことが重要である。

この北海道が、道民にとっても、この地を訪れる人にとっても、犯罪のない安全で安心な地域となるようたゆまぬ努力を傾けることを決意し、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心な地域づくりに関し、基本理念を定め、並びに道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全で安心な地域づくりに関する施策の総合的な推進を図り、もって道民及び観光客等が安心して暮らし、活動することができる社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「犯罪のない安全で安心な地域づくり」とは、道民、事業者及び関係団体(以下「道民等」という。)による犯罪の防止のための自主的な活動、道、市町村及び道民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備その他犯罪の防止のために必要な取組をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪のない安全で安心な地域づくり（以下「安全で安心な地域づくり」という。）は、自らの安全は自らが創造していくという意識を基本として、道、市町村及び道民等の適切な役割分担による協働の下に一体となって推進されなければならない。

2 安全で安心な地域づくりは、犯罪の実態を考慮し効果的に推進されなければならない。

3 安全で安心な地域づくりは、本道を訪れる観光客等の安全の確保に配慮して推進されなければならない。

4 安全で安心な地域づくりは、関連するあらゆる分野における取組との連携の下に推進されなければならない。

（道の責務）

第4条 道は、市町村と連携協力するとともに、道民等と協働して、安全で安心な地域づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、安全で安心な地域づくりに関する施策の実施に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。

（道民の責務）

第5条 道民は、安全で安心な地域づくりについての理解を深め、日常生活における安全の確保に積極的に努めるとともに、安全で安心な地域づくりを推進するよう努めるものとする。

2 道民は、道が実施する安全で安心な地域づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、安全で安心な地域づくりについての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、自ら安全の確保に努めるとともに、安全で安心な地域づくりに協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、道が実施する安全で安心な地域づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 推進体制の整備等

（推進体制の整備）

第7条 道は、安全で安心な地域づくりを総合的かつ効果的に推進するために必

要な体制（次条第2項において「推進体制」という。）を道、市町村等の区域を単位として整備するものとする。

（推進方策の策定）

第8条 道は、安全で安心な地域づくりを総合的かつ計画的に推進するため、推進方策を策定するものとする。

2 道は、前項の推進方策の策定に当たっては、推進体制の意見に配慮するものとする。

第3章 基本的施策等

（広報及び啓発）

第9条 道は、安全で安心な地域づくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

（道民等に対する支援）

第10条 道は、道民等による安全で安心な地域づくりを促進するために必要があると認めるときは、道民等に対し助言その他の支援の措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第11条 道は、道民等が適切かつ効果的に安全で安心な地域づくりを推進できるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

2 警察署長は、道民等が適切かつ効果的に安全で安心な地域づくりを推進できるよう、その管轄区域における犯罪の発生状況その他の必要な情報の提供を行うものとする。

（市町村に対する支援）

第12条 道は、市町村が実施する安全で安心な地域づくりに関する施策について、その求めに応じて、情報の提供その他の支援の措置を講ずるものとする。

（防犯活動推進地区）

第13条 道は、市町村の長の申出に基づき、安全で安心な地域づくりについて他の模範となると認められる当該市町村内の地域を防犯活動推進地区として指定し、当該地区における安全で安心な地域づくりに関し必要な支援の措置を講ずるものとする。

（児童等の安全の確保に関する指針）

第14条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、同法第82条の2に

規定する専修学校の高等課程及び同法第83条第1項に規定する各種学校で主として外国人の児童、生徒、幼児等に対して学校教育に類する教育を行うものをいう。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（以下これらを「学校等」という。）における児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）の安全の確保並びに児童等が通園、通学等に利用している道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等（以下「通学路等」という。）における児童等の安全の確保に関する指針を定めるものとする。

（学校等における児童等の安全の確保）

第15条 学校等を設置し、又は管理する者は、前条の指針に基づき、学校等の施設内において児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校等における安全対策の推進体制の整備）

第16条 学校等を管理する者は、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、児童等の保護者、地域住民、関係団体等の参加を求めて、当該学校等における安全の確保に関する推進体制を整備するよう努めるものとする。

（通学路等における児童等の安全の確保）

第17条 通学路等を管理する者、学校等を管理する者、児童等の保護者、地域住民及び当該通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、協働して、第14条の指針に基づき、当該通学路等において、児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 道民は、通学路等において、児童等が危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれがあると認められる場合には、警察官への通報、避難誘導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（安全教育等の充実）

第18条 道は、学校等、家庭及び地域社会と協働して、児童等が犯罪に遭わないようにするための教育を充実するとともに、児童等が正しい規範意識を持ち、社会の一員として健全な生活を営むことができるようにするための教育の充実に努めるものとする。

（犯罪の防止に配慮した道路等の普及）

第19条 道は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、駐車場及び駐輪場（以下「道路等」という。）の普及に努めるものとする。

（道路等に関する指針）

第20条 知事及び公安委員会は、共同して、道路等における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

（駐車場等の設置者等の努力義務）

第21条 駐車場及び駐輪場（以下「駐車場等」という。）を設置し、又は管理する者は、前条の指針に基づき、当該駐車場等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（犯罪の防止に配慮した住宅の普及）

第22条 道は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

（住宅に関する指針）

第23条 知事及び公安委員会は、共同して、住宅における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

（住宅を建築しようとする者等の努力義務）

第24条 住宅を建築しようとする者及び住宅を所有し、又は管理する者は、前条の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（指針の策定手続）

第25条 知事、教育委員会及び公安委員会は、第14条、第20条及び第23条の指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ道民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、前項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（表彰）

第26条 道は、安全で安心な地域づくりに特に功績があったと認められるものを表彰するものとする。

（財政上の措置）

第27条 道は、安全で安心な地域づくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

北海道食の安全・安心条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第9号

北海道食の安全・安心条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 食の安全・安心のための施策

第1節 基本的施策等（第9条－第14条）

第2節 安全で安心な食品の生産及び供給（第15条－第21条）

第3節 道民から信頼される表示及び認証の推進（第22条・第23条）

第4節 情報及び意見の交換、相互理解の促進等（第24条－第27条）

第3章 北海道食の安全・安心委員会（第28条－第35条）

附則

食は人の生命の基本であり、日常の生活の中で安全で安心な食品を摂ることは、心身の健康を維持するための根幹として重要である。

今、私たちは、豊かな食生活を享受しているが、牛海綿状脳症の発生や食品の表示の偽装などにより私たちの食品に対する信頼が大きく揺らぐとともに、有害物質による水や農地などの汚染が食品の安全性に与える影響も懸念されている。

このような状況の中で、将来にわたって食品の生産のための良好な環境を保全し、生命と健康の基本である食の安全及び安心を確保することは、私たちすべての願いである。

北海道は、我が国最大の食料生産地域であり、食に関連する産業が地域経済において重要な役割を担っている。こうした特色を持つ本道において、行政、生産者、食に関連する事業者そしてすべての道民が、食の重要性に対する自覚を持ち、食に係る消費者の権利を尊重するとともに、食の安全及び安心に関するそれぞれの責務と役割を協働して果たすことは、大きな意義を有する。

ここに、食の安全及び安心を確保するための決意を明らかにし、道民の健康を守るとともに、消費者から信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に寄与することとするため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食の安全・安心に関し、基本理念を定め、並びに道及び生産者等の責務並びに道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食の安全・安心 食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼を確保することをいう。
- (2) 食品 すべての飲食物（その原料又は材料として使用する農林水産物を含み、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。
- (3) 生産者等 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第4項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。
- (4) 関係法令 食品安全基本法（平成15年法律第48号）、食品衛生法、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、肥料取締法（昭和25年法律第127号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）、と畜場法（昭和28年法律第114号）、水道法（昭和32年法律第177号）、薬事法、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）、健康増進法（平成14年法律第103

号）その他食の安全・安心に関連する法令（条例及び規則を含む。）で現に効力を有するものをいう。

（基本理念）

第3条 食の安全・安心に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 道民の安全で安心な食品の選択の機会を確保すること。
- (2) 道民の健康を保護することが最も重要であるという認識の下に取り組むこと。
- (3) 道民の要望及び意見を反映するとともに、生産者等その他の道民との協働により取り組むこと。
- (4) 食品の生産から消費に至る各段階において実施すること。

（道の責務）

第4条 道は、前条に定める基本理念にのっとり、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 道は、食の安全・安心に関する施策を推進するに当たっては、国、他の都府県及び市町村と緊密な連携を図らなければならない。

（生産者等の責務）

第5条 生産者等は、関係法令を遵守するとともに、その事業活動に係る食品その他の物が道民の生命及び健康に直接影響を及ぼす責任を自覚し、自主的に食品の安全性の確保に取り組まなければならない。

2 生産者等は、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の道民への提供を積極的に行うよう努めるとともに、国、道又は市町村が実施する食の安全・安心に関する施策（次条第2項において「国等の施策」という。）に協力しなければならない。

（道民の役割）

第6条 道民は、食品の消費に際し、その安全性を損なうことがないよう適切に行動し、並びに食品の安全性、食生活、地域の食文化等食の安全及び安心に関する知識及び理解を深めるよう努めなければならない。

2 道民は、国等の施策及び生産者等の取組に対し食の安全・安心に関する意見を表明し、又は提案し、並びに国等の施策に協力するよう努めるものとする。

（国への協力要請及び意見等の提出）

第7条 道は、食の安全・安心を図るため、国に対し必要な協力を求めるとともに、積極的に意見を述べ、又は提言を行うものとする。

（年次報告等）

第8条 知事は、毎年、議会に食の安全・安心に関して講じた施策等に関する報告を提出するとともに、これを道民に公表しなければならない。

第2章 食の安全・安心のための施策

第1節 基本的施策等

（基本計画）

第9条 知事は、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、食の安全・安心に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（情報の提供）

第10条 道は、食の安全・安心に関する情報の収集及び分析を行い、正確かつ適切な情報を道民に提供しなければならない。

（食品等の検査及び監視）

第11条 道は、食品等の安全性及び食品の表示に対する消費者の信頼の確保を図るため、総合的かつ計画的な食品等の検査及び監視又は指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

（人材の育成）

第12条 道は、食品の安全性、地域の食文化等食の安全及び安心に関する専門的な知識を有する人材を育成するために必要な措置を講ずるものとする。

（研究開発の推進）

第13条 道は、科学的知見に基づき食の安全・安心を図るため、研究開発の推進

及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(緊急の事態への対処等に関する体制の整備等)

第14条 道は、食品を摂取することにより道民の健康に係る重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第2節 安全で安心な食品の生産及び供給

(食品の衛生管理の推進)

第15条 道は、食品（生産過程にある物を含む。）の衛生管理の向上を図るため、生産者等に対する普及啓発、技術的助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農産物等の安全及び安心の確保)

第16条 道は、クリーン農業（化学肥料及び化学的に合成された農薬の使用を節減する等環境への負荷を低減させる農業をいう。）及び有機農業（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和26年政令第291号）第29条第1号に規定する農産物を生産する農業をいう。）を推進するため、技術の開発及びその成果の普及、これらの農業を行う者に対する流通、販売等に係る支援、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第17条 道は、遺伝子組換え作物（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物その他の栽培される植物であるものをいう。以下この条において同じ。）の栽培等に起因する遺伝子組換え作物と他の作物との交雑及び遺伝子組換え作物の他の作物への混入の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

第18条 道は、家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止を図るため、家畜伝染病の検査及び監視、防疫の体制の整備、技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水産物の安全及び安心の確保)

第19条 道は、生鮮水産物の鮮度の保持に必要な技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等の取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、貝毒等による食中毒の防止に必要な検査、生産者等が行う自主的な貝毒等の検査の実施に対する指導及びその検査体制の整備に対する支援その他の

必要な措置を講ずるものとする。

(生産資材の適正な使用等)

第20条 道は、農産物等に係る農薬の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、動物用の医薬品の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、飼料及び飼料添加物の適正な使用並びに飼料の自給度の向上を図るため、飼料及び飼料添加物の検査、技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等に対する指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生産に係る環境の保全)

第21条 道は、農用地の土壌の汚染を防止するため、生産資材の適正な使用に係る指導、有害物質の低減化のための技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、水域環境の保全を図るため、水質等の監視、家畜排せつ物の適正な管理の促進、森林の整備、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、硝酸性窒素等による地下水の汚染の防止に関し、地下水の検査及び監視、技術開発の推進及びその成果の普及、市町村に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3節 道民から信頼される表示及び認証の推進

(適正な食品の表示の促進等)

第22条 道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、食品の表示に関する監視体制を整備するとともに、生産者等に対する指導及び普及啓発その他の必要な措置を講じ、生産者等による適正な食品の表示を促進するものとする。

2 道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、生産者等の食品に係る生産過程の正確かつ適切な情報の記録、保管、伝達及び提供の促進に必要な助言その他の措置を講ずるものとする。

(道産食品の認証制度の推進)

第23条 道は、道産の食品のうち、道内で生産された農林水産物又はこれを原材料として道内で加工されたものであって、安全かつ安心で優良な品質特性を有するものの認証に係る制度の普及に必要な措置を講ずるものとする。

第4節 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

（情報及び意見の交換等）

第24条 道は、食の安全・安心に関し、道、道民及び生産者等が相互に情報及び意見の交換を行い、道民及び生産者等が理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

（食育の推進）

第25条 道は、食育（食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。）を推進するため、普及啓発、学校、家庭及び地域における食に関する教育及び取組の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、道内で生産された安全で安心な食品を消費することにより道民が食の安全及び安心に対する理解を深められるよう、普及啓発、情報の発信、地域の食材の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（道民からの申出）

第26条 道民は、食品の安全性又は食品の表示に対する信頼が損なわれる事態が発生したと認められる情報又はそのおそれがあると認められる情報を得たときは、知事に対して適切な対応をするよう申出をすることができる。

2 知事は、前項の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、関係法令に規定する必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第27条 道は、食の安全・安心に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 北海道食の安全・安心委員会

（設置）

第28条 北海道における食の安全・安心を図るため、知事の附属機関として、北海道食の安全・安心委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第29条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、食の安全・安心に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 委員会は、食の安全・安心に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

（組織）

第30条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（委員及び特別委員）

第31条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 消費者であって、食の安全・安心に関する知見を有するもの
- (3) 生産者等（法人にあっては、その役職員）
- (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第32条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第33条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専門部会）

第34条 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第35条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第10号

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 開放系一般栽培に関する規制（第4条－第16条）

第3章 開放系試験栽培に関する規制（第17条－第20条）

第4章 雑則（第21条－第23条）

第5章 罰則（第24条－第28条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することによって、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑（以下単に「交雑」という。）及び遺伝子組換え作物の一般作物への混入（以下単に「混入」という。）を防止し、遺伝子組換え作物の開放系での栽培に起因する生産上及び流通上の混乱を防止するとともに、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農

業生産活動との調整を図り、もって現在及び将来の道民の健康を保護するとともに、本道における産業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 遺伝子組換え作物 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物その他の栽培される植物であるものをいう。

(2) 一般作物 遺伝子組換え作物以外の作物その他の栽培される植物をいう。

(3) 遺伝子組換え作物の開放系での栽培 遺伝子組換え作物の栽培であって、法第2条第5項に規定する第一種使用等であるものをいう。

(4) 試験研究機関 次に掲げる者であって、道内に事務所又は事業所を有するものをいう。

ア 国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）又は地方公共団体（試験研究を行う機関を有する者に限る。）

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学又は高等専門学校の設置者

ウ 試験研究を業として行う者であって、規則で定める要件を満たすもの

(5) 研究ほ場 試験研究機関が試験研究の用に供する目的で使用する権原を有するほ場及び施設をいう。

(適用除外)

第3条 この条例の規定は、遺伝子組換え作物の栽培であって、法第2条第6項に規定する第二種使用等であるものについては、適用しない。

第2章 開放系一般栽培に関する規制

(開放系一般栽培の許可)

第4条 遺伝子組換え作物の開放系での栽培（第17条第1項に規定する開放系試験栽培であって、試験研究機関が行うものを除く。以下「開放系一般栽培」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、開放系一般栽培を行おうとする遺伝子組換え作物ごと及びほ場又は栽培を行う施設（以下「ほ場等」という。）ごと

に、知事の許可を受けなければならない。

（許可の申請）

第5条 前条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 栽培の目的
- (3) 栽培しようとする遺伝子組換え作物及びその種類
- (4) ほ場等の所在地
- (5) ほ場等の構造及び規模
- (6) 栽培期間
- (7) 交雑及び混入を防止するための措置（以下「交雑混入防止措置」という。）
- (8) 交雑の有無を確認するための方法
- (9) その他規則で定める事項

2 前項の申請書には、ほ場等の所在地付近の見取図、ほ場等の構造及び規模を示す図面、次条第1項の規定により開催した説明会の結果の概要を記載した書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。

3 第1項第6号の栽培期間は、1年以内とする。ただし、知事が定める場合は、この限りでない。

（説明会の開催）

第6条 前条第1項の規定により申請書を知事に提出しようとする者は、あらかじめ、交雑が生じた場合に多大な影響を受ける範囲として知事が定める範囲内において一般作物を栽培する者その他規則で定める者に対し、当該申請に係る開放系一般栽培の内容を周知させるための説明会（次項において「説明会」という。）を開催しなければならない。

2 前項の規定により説明会を開催しようとする者（以下この項において「説明会開催者」という。）は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、説明会開催者は、規則で定めるところにより、当該申請に係る開放系一般栽培の内容を周知させるように努めなければならない。

（許可の基準）

第7条 知事は、第4条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。

- (1) 当該申請に係る交雑混入防止措置が知事が定める基準に適合していないこと。
- (2) 申請者が交雑混入防止措置並びに第13条第1項第4号及び第5号の措置を適確に実施するに足りる人員、資産その他の能力を有していないこと。
- (3) 申請者が第15条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。
- (4) 申請者がこの条例の規定又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であること。
- (5) 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員の全部又は一部が前2号のいずれかに該当する者であること。

（北海道食の安全・安心委員会の意見の聴取）

第8条 知事は、第4条の許可をしようとするときは、あらかじめ、当該許可の申請に係る交雑混入防止措置に関し、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴かなければならない。

（許可の条件）

第9条 知事は、第4条の許可をする場合において、交雑及び混入を防止するために必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

（許可事項の変更の許可）

第10条 第4条の許可を受けた者（以下「許可栽培者」という。）が、当該許可に係る第5条第1項第5号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、第13条第1項第5号の場合において同号の措置として変更をしようとするとき、又は規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第6条から前条までの規定は、前項の許可について準用する。

（許可事項の変更の届出）

第11条 許可栽培者は、第5条第1項第1号、第2号、第3号（種類に係る部分

に限る。)若しくは第9号に掲げる事項に変更があったとき、又は前条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(開始等の届出)

第12条 許可栽培者は、開放系一般栽培を開始したときは、その開始の日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。開放系一般栽培を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

(許可栽培者の遵守事項)

第13条 許可栽培者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 開放系一般栽培を行うほ場等ごとに開放系一般栽培を適正に管理する責任者(次項において「管理責任者」という。)を置くこと。
 - (2) 当該許可に係る交雑混入防止措置を適正に維持すること。
 - (3) 栽培した遺伝子組換え作物の処理、収穫物の出荷等に関する状況を記録し、及びその記録を保管すること。
 - (4) 指標として用いられる当該開放系一般栽培に係る遺伝子組換え作物と同種の一般作物の栽培その他の交雑の有無を確認するための措置を講ずるとともに、当該措置による交雑の有無の確認の結果を、当該開放系一般栽培が終了した後、遅滞なく、知事に報告すること。
 - (5) 交雑若しくは混入が生じた場合は、直ちに、その拡大を防止するために必要な措置を講じ、又は交雑若しくは混入を生ずるおそれがある事態が発生した場合は、直ちに、これらを防止するために必要な措置を講ずるとともに、その状況を知事に報告し、及びその指示に従うこと。
- 2 管理責任者は、前項第2号の規定による交雑混入防止措置の維持、同項第4号の措置及び同項第5号の措置その他規則で定める職務を行うものとする。

(勧告)

第14条 知事は、交雑及び混入を防止するために必要があると認めるときは、許可栽培者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた許可栽培者が、正当な理由がないのにその勧告に係る措置を講じなかったときは、当該許可栽培者に対し、その勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第15条 知事は、許可栽培者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可栽培者に対し、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、第4条又は第10条第1項の許可を取り消し、変更し、その条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。この場合において、知事は、第4号の事由により処分をしようとするときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことができる。

- (1) 第13条第1項第2号若しくは第5号(必要な措置を講ずる部分に限る。)の規定又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 第7条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) この条例の規定による許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第4条若しくは第10条第1項の許可の時には予想することができなかった環境の変化又はこれらの許可の日以降における科学的知見の充実により当該許可に従って開放系一般栽培がなされたとした場合においてもなお交雑又は混入を防止することができないと認められるに至ったとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により、第4条又は第10条第1項の許可を受けたとき。

2 知事は、許可栽培者が、第13条第1項第4号(報告に係る部分を除く。)若しくは第5号(知事の指示に係る部分に限る。)の規定に違反したとき、又は前項第4号に該当するときは、当該許可栽培者に対し、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、開放系一般栽培の中止を命ずることができる。この場合において、知事は、同号の事由により命令をしようとするときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことができる。

3 知事は、許可栽培者が、第11条、第12条若しくは第13条第1項第1号若しくは第3号の規定に違反したとき、又は第1項第4号に該当するときは、当該許可栽培者に対し、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、期限を定めて交雑混入防止措置の変更その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、知事は、同号の事由により命令をしようとするときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことができる。

(手数料)

第16条 第4条又は第10条第1項の許可を受けようとする者は、手数料を、当該

許可を申請する際に北海道収入証紙で納めなければならない。

- 2 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第4条の許可に係る手数料 1件につき31万4,760円

(2) 第10条第1項の許可に係る手数料 1件につき21万980円

- 3 前項第1号に定める手数料の額は、当該受けようとする許可に係る第5条第1項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる事項その他知事が定める事項が直近において受けた許可（第10条第1項の許可を受けたときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）に係るこれらのものと同一の内容であって、直近において受けた許可に係る栽培と当該受けようとする許可に係る栽培が連続したものとして知事が定める場合にあつては、前項第1号の規定にかかわらず、1件につき11万2,120円とする。

第3章 開放系試験栽培に関する規制

（開放系試験栽培の届出）

第17条 研究ほ場における遺伝子組換え作物の開放系での栽培（試験研究目的であるものに限る。以下「開放系試験栽培」という。）を行おうとする試験研究機関は、当該開放系試験栽培を開始しようとする日の90日前までに、開放系試験栽培を行おうとする遺伝子組換え作物ごと及び研究ほ場ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 試験研究機関の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 栽培試験の目的
- (3) 栽培しようとする遺伝子組換え作物及びその種類
- (4) 研究ほ場の所在地
- (5) 研究ほ場の構造及び規模
- (6) 栽培期間
- (7) 交雑混入防止措置
- (8) 交雑の有無を確認するための方法
- (9) その他規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出には、研究ほ場の所在地付近の見取図、研究ほ場の構造及び規模を示す図面、第19条第1項において準用する第6条第1項の規定に

より開催した説明会の結果の概要を記載した書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。

- 3 第1項第6号の栽培期間は、1年以内とする。ただし、知事が定める場合は、この限りでない。

- 4 第1項第7号の交雑混入防止措置は、第7条第1号の知事が定める基準に適合するものでなければならない。

（変更事項の届出）

第18条 前条第1項の規定による届出をした試験研究機関（以下「届出試験研究機関」という。）が、当該届出に係る同項第5号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、当該変更を行おうとする日の90日前までに、知事に届け出なければならない。ただし、次条第2項において準用する第13条第1項第5号の場合において同号の措置として変更をしようとするとき、又は規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 前条第4項の規定は、前項本文の規定による届出について準用する。

（準用）

第19条 第6条の規定は、第17条第1項又は前条第1項本文の規定による届出をしようとする試験研究機関について準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項中「当該申請に係る開放系一般栽培」とあるのは、「当該届出に係る開放系試験栽培」と読み替えるものとする。

- 2 第11条から第14条までの規定は、届出試験研究機関について準用する。この場合において、第11条中「第5条第1項第1号、第2号、第3号（種類に係る部分に限る。）若しくは第9号」とあるのは「第17条第1項第1号、第2号、第3号（種類に係る部分に限る。）若しくは第9号」と、「前条第1項ただし書」とあるのは「第18条第1項ただし書」と、第12条中「開放系一般栽培」とあるのは「開放系試験栽培」と、第13条第1項第1号中「開放系一般栽培」とあるのは「開放系試験栽培」と、「ほ場等」とあるのは「研究ほ場」と、「管理する責任者」とあるのは「管理する研究員」と、「管理責任者」とあるのは「管理研究員」と、同項第2号中「当該許可」とあるのは「当該届出」と、同項第3号中「栽培した遺伝子組換え作物」とあるのは「開放系試験栽培に用いた遺伝子組換え作物」と、「出荷等」とあるのは「使用及び搬出等」と、同項第4号中「当該開放系一般栽培」とあるのは「当該開放系試験栽培」と、同条第2項中「管

理責任者」とあるのは「管理研究員」と、「前項第2号」とあるのは「第19条第2項において準用する第13条第1項第2号」と、「同項第4号」とあるのは「第19条第2項において準用する第13条第1項第4号」と、「同項第5号」とあるのは「第19条第2項において準用する第13条第1項第5号」と読み替えるものとする。

(中止命令等)

第20条 知事は、届出試験研究機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出試験研究機関に対し、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、開放系試験栽培の中止を命ずることができる。この場合において、知事は、第2号又は第3号の事由により命令をしようとするときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことができる。

- (1) 前条第2項において準用する第13条第1項第2号、第4号（報告に係る部分を除く。）若しくは第5号（報告に係る部分を除く。）の規定又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 第17条第1項又は第18条第1項本文の規定による届出があったとき。
- (3) 第17条第1項若しくは第18条第1項本文の規定による届出の時には予想することができなかった環境の変化又はこれらの届出の日以降における科学的知見の充実により当該届出に従って開放系試験栽培がなされるとした場合においてもなお交雑又は混入を防止することができないと認められるに至ったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により、第17条第1項又は第18条第1項本文の規定による届出をしたとき。

2 知事は、届出試験研究機関が、前条第2項において準用する第11条、第12条若しくは第13条第1項第1号若しくは第3号の規定に違反したとき、又は前項第2号若しくは第3号のいずれかに該当するときは、当該届出試験研究機関に対し、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、期限を定めて交雑混入防止措置の変更その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、知事は、同項第2号又は第3号の事由により命令をしようとするときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことができる。

第4章 雑則

(情報の申出)

第21条 道民は、交雑又は混入が生じたと認められる情報又は生じるおそれがあると認められる情報を入手したときは、知事に適切な対応をするよう申し出ることができる。

(報告徴収等)

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、許可栽培者若しくは届出試験研究機関に対し、交雑混入防止措置の実施状況その他の必要な事項について報告を求め、又はその職員に、開放系一般栽培若しくは開放系試験栽培を行う場所に立ち入らせ、遺伝子組換え作物、施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入り、検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の許可を受けずに開放系一般栽培を実施した者
- (2) 虚偽の申請をして第4条の許可を受け、開放系一般栽培を実施した者
- (3) 第10条第1項の許可を受けずに第5条第1項第5号から第8号までに掲げる事項を変更した者
- (4) 虚偽の申請をして第10条第1項の許可を受け、第5条第1項第5号から第8号までに掲げる事項を変更した者

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第2項又は第20条第1項の規定による命令に違反した者
- (2) 第17条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして開放系試験栽培を実施した者
- (3) 第18条第1項本文の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして第17条第1項第5号から第8号までに掲げる事項を変更した者

第26条 第15条第3項又は第20条第2項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第1項第4号又は第5号（これらの規定を第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告をしなかった者
- (2) 第22条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第24条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第4条の許可を受けようとする者は、この条例の施行前においても、第5条、第6条並びに第16条第1項及び第2項の規定の例により、その許可の申請を行うことができる。
- 3 第17条第1項の規定による届出をしようとする試験研究機関は、この条例の施行前においても、第17条及び第19条第1項において準用する第6条の規定の例により、その届出を行うことができる。
- 4 この条例の施行の際現に実施している遺伝子組換え作物の開放系での栽培については、平成18年12月31日までの間、この条例（次項を除く。）の規定は、適用しない。
- 5 前項の遺伝子組換え作物の開放系での栽培を実施している者は、平成18年2月28日までに、知事に届け出なければならない。
（検討）
- 6 知事は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道離島漁業再生支援基金条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第11号

北海道離島漁業再生支援基金条例

（設置）

第1条 国から交付される離島漁業再生支援交付金を積み立て、漁場の生産力の向上に関する取組及び生産、加工又は流通に関する新たな取組を促進するための支援を通じて離島における水産業・漁村の再生を図るため、北海道離島漁業再生支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

（基金の使用）

第3条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

- 2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

（現金の管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（知事への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第12号

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 政令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 事務用機器、電気機器、通信用機器、車両その他の物品を借り入れる契約であって、商慣習上翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 庁舎等の管理業務、庶務等の事務処理に係る業務その他の役務の提供を受ける契約であって、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

札幌医科大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第13号

札幌医科大学条例の一部を改正する条例

札幌医科大学条例(昭和31年北海道条例第48号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第3号及び第4項第3号中「52万800円」を「53万5,800円」に改

める。

第15条第2項第3号中「34万6,800円」を「35万6,400円」に改める。

第16条第2項中「1万4,400円」を「1万4,800円」に改める。

第16条の2第1項中「5,000円」を「7,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日において現に札幌医科大学の学生であった者に係る授業料の額は、同日後において当該者が同大学の大学院に入学する場合及び同大学又は同大学の大学院に転入学、編入学又は再入学をする場合を除き、この条例による改正後の札幌医科大学条例第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第14号

北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「農林漁業改良普及手当及び災害派遣手当」を「農林漁業普及指導手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)」に改める。

第18条及び第20条の2(見出しを含む。)中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第20条の3第1項中「災害対策基本法」を「北海道に派遣された災害対策基本法」に、「の規定の北海道に派遣を受けた」を「(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定(農林漁業普及指導手当に係る部分に限る。)並びに第18条及び第20条の2(見出しを含

む。)の改正規定は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第15号

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

38 平成17年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日までの間において、15年以上勤続して退職した者（定年が年齢60年である者で、かつ、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。）で退職の日における年齢が45年以上55年以下であるものに対する退職手当の額については、第3条第1項、第4条第1項及び第5条の2の規定にかかわらず、第5条第1項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が10年を超える場合は、10年）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」として、同項の規定を適用する。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第16号

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 爆発物製造施設等災害調査作業手当

第5条を次のように改める。

（爆発物製造施設等災害調査作業手当）

第5条 爆発物製造施設等災害調査作業手当は、本務として火薬類又は高压ガスの取締業務に従事する職員が火薬類又は高压ガスの製造施設等において爆発、火災、漏えい若しくは流出又はこれらに類する災害が発生した場合に行う危険を伴う災害調査の作業に従事したときに、その従事した日1日につき750円を支給する。

第27条第2項中「及びその職員の勤務箇所の区分」を削り、同項の表を次のように改める。

職務の級	手当額
4級以上	16,900円
2級及び3級	15,900円
1級	14,900円

第27条第3項中「「8,800円」とあるのは「8,800円に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」と、」を削り、「1万6,900円」を「16,900円」に改め、「「8,300円」とあるのは「8,300円に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」と」を削り、「1万5,900円」を「15,900円」に改め、「「7,800円」とあるのは「7,800円に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」と」を削り、「1万4,900円」を「14,900円」に改める。

第30条の2第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

附則第2項中「平成17年 3 月31日」を「平成20年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第17号

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中 「9,298人」を「9,108人」に改め、同条第 9 号中 「2,728人」を「2,711人」に改め、同条第11号中 「3 万2,111人」を「3 万1,850人」に改め、同条第11号中 「2,118人」を「2,099人」に改め、同条第11号中 「2,540人」を「2,507人」に改める。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

北海道職員の公務員倫理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第18号

北海道職員の公務員倫理に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の公務員倫理に関する条例（平成 9 年北海道条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項中「新株予約権付社債券」を「新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあっては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道職員の公務員倫理に関する条例の規定は、平成18年 3 月 1 日以後に提出される株取引等報告書について適用し、同日前に提出される株取引等報告書については、なお従前の例による。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第19号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第 1 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成14年法律第48号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「並びに第 5 条第 1 項」を「、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項」に、「市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第 1 条及び第 2 条に規定する職員」を「法第 2 条第 1 項本文に規定する職員をいい、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第 1 条及び第 2 条に規定する職員（以下この条において「市町村立学校職員」という。）であって同項本文に規定する職員であるものを含む。第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項を除き、以下同じ。）及び短時間勤務職員（法第 2 条第 2 項に規定する短時間勤務職員をいい、市町村立学校職員であって同項に規定する短時間勤務職員であるもの）」に、「及び任期」を「並びに任期」に改め、「採用された職員」の次に「及び短時間勤務職員」を加える。

第 2 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（職員の任期を定めた採用）」を付す。

第 6 条を第11条とする。

第 5 条第 1 項中「北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）」を「道職員給与条例」に、「北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）」を「学校職員給与条例」に、「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）」を「市町村立学校職員給与条例」に、「北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）」を「警察職員給与条例」に改め、同条第 2 項から第

4項までの規定中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

第10条 道職員給与条例第5条第2項から第9項までの規定、学校職員給与条例第6条第2項から第9項までの規定（これらの規定を市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）及び警察職員給与条例第6条第2項から第9項までの規定は、第3条任期付職員には、適用しない。

2 道職員給与条例第5条第2項から第9項まで、第8条の2から第10条まで、第10条の3から第10条の5まで、第11条の2、第12条の2、第12条の3及び第20条の規定、学校職員給与条例第6条第2項から第9項まで、第9条の2、第10条、第10条の2の2、第10条の2の3、第10条の2の5、第11条の2、第11条の3及び第20条の規定（これらの規定を市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）並びに警察職員給与条例第6条第2項から第9項まで、第10条から第12条まで、第12条の3、第12条の4、第13条の2、第14条の2、第14条の3及び第23条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

3 任期付短時間勤務職員に対する道職員給与条例第11条第2項第2号及び第14条第3項の規定の適用については、同号中「次号」とあるのは「次号（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第10条第4項において準用する場合を含む。）」と、同項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員」とする。

4 道職員給与条例第11条第2項第3号の規定は任期付短時間勤務職員のうち支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める者について、道職員給与条例第14条第2項の規定は任期付短時間勤務職員について、それぞれ準用する。

5 任期付短時間勤務職員に対する学校職員給与条例第10条の2の4第2項第2号及び第14条第3項の規定（これらの規定を市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）の適用については、同号中「次号」とあるのは「次号（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第10条第6項において準用する場合を含む。）」と、学校職員給与条例第14条第3項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「一般職の

任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員」とする。

6 学校職員給与条例第10条の2の4第2項第3号（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）の規定は任期付短時間勤務職員のうち支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める者について、学校職員給与条例第14条第2項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）の規定は任期付短時間勤務職員について、それぞれ準用する。

7 任期付短時間勤務職員に対する警察職員給与条例第13条第2項第2号及び第16条第3項の規定の適用については、同号中「次号」とあるのは「次号（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第10条第8項において準用する場合を含む。）」と、同項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員」とする。

8 警察職員給与条例第13条第2項第3号の規定は任期付短時間勤務職員のうち支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める者について、警察職員給与条例第16条第2項の規定は任期付短時間勤務職員について、それぞれ準用する。

9 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）第14条の4第3項、第27条第3項、第29条第3項及び第30条の2第3項の規定は、任期付短時間勤務職員について準用する。この場合において、同条例第14条の4第3項、第27条第3項及び第29条第3項中「第2条第2項」とあるのは、「第2条第3項」と読み替えるものとする。

10 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号）第6条第3項、第7条第2項及び第16条第2項の規定は、任期付短時間勤務職員について準用する。この場合において、同条例第6条第3項及び第7条第2項中「第3条第2項」とあるのは、「第3条第3項」と読み替えるものとする。

11 北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第78号）第7条の3第3項、第7条の6第3項及び第8条第3項の規定は、任期付短時間勤務職員について準用する。この場合において、同条例第7条の

3 第3項及び第7条の6第3項中「第2条第2項」とあるのは、「第2条第3項」と読み替えるものとする。

第4条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

第8条 第3条任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号に規定する職員である第3条任期付職員を除く。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同号に規定する職員である任期付短時間勤務職員を除く。以下同じ。）の給料月額、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第5条第2項から第4項までの規定、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）第6条第2項から第4項までの規定（これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第2条第2項において準用する場合を含む。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）第6条第2項から第4項までの規定の適用を受ける職員との権衡を考慮して人事委員会規則で定める号俸の額とする。

2 任期付短時間勤務職員の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第3項若しくは第8条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第3項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第3条中「前条第1項」を「第2条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 任命権者は、第3条任期付職員又は任期付短時間勤務職員の任期が3年（前条に規定する場合にあっては、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、あらかじめ当該第3条任期付職員又は任期付短時間勤務職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

第3条を第6条とし、第2条の次に次の3条を加える。

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

（短時間勤務職員の任期を定めた採用）

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次の各号に掲げる承認のいずれかを受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認

(2) 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号。以下「勤務時間等条例」という。）第18条又は北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「学校職員勤務時間等条例」という。）第18条（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。）第2条において準用する場合を含む。）の規定による介護休暇の承認

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第9条第1項の規定による承認

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第3条任期付職員」という。）又は前条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の任期を延長することが必要な場合で前2条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

附則第6項中「第4条」を「第7条」に改める。

附則に次の1項を加える。

（第3条任期付職員等の給料月額の特例）

7 第3条任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額に100分の98.3を乗じて得た額とする。ただし、道職員給与条例の規定（第10条第4項において準用する場合を含む。）に基づく手当、学校職員給与条例の規定（第10条第6項又は市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に基づく手当及び警察職員給与条例の規定（第10条第8項において準用する場合を含む。）に基づく手当の額の算出の基礎となる給料月額は、第8条の規定により定められる額とする。

（北海道恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正）

第2条 北海道恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年北海道条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項第5号中「第9条第1項」を「第9条の2第1項」に改める。

（北海道人事委員会に出頭する証人等の費用弁償条例の一部改正）

第3条 北海道人事委員会に出頭する証人等の費用弁償条例（昭和27年北海道条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第5項」を「第8条第6項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

（北海道職員の給与に関する条例の一部改正）

2 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第5条第11項中「職員（）」を「再任用職員（）」に改める。

第22条中「再任用短時間勤務職員」を「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

3 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

附則第35項中「及び」を「並びに」に改め、「附則第6項」の次に「及び第7項」を加える。

（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

4 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第14条の4第3項中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「又は第28条の6第2項の規定により採用された」に改める。

附則第6項中「附則第16項」の次に「及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）附則第7項」を加える。

（北海道職員の公務員倫理に関する条例の一部改正）

5 北海道職員の公務員倫理に関する条例（平成9年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改める。

（北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

6 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）

の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「又は第28条の6第2項の規定により採用された」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）

第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第4条第2項本文中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を、「8日以上」の次に「。以下この項において同じ。」を加え、同項ただし書中「(再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)」を削る。

第8条第1項中「、同条第2項」を「同条第2項」に改め、「定める時間」の次に「、任期付短時間勤務職員にあっては同条第3項の規定に基づき定める時間」を加える。

第13条第1項第1号及び第20条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

（北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

7 北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）の一部を次のように改正する。

第21条の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条中「職員」の次に「及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員」を加える。

（北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

8 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」を「、地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海

道条例第67号）第4条の規定により採用された者（以下「任期付短時間勤務職員」に改める。

第3条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 任期付短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、教育委員会が定める。

第4条第1項ただし書及び第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第5条第2項本文中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を、「8日以上」の次に「。以下この項において同じ。」を加え、同項ただし書中「(再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)」を削る。

第13条第1項第1号及び第20条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

（北海道学校職員の給与に関する条例の一部改正）

9 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を削る。

第6条第11項中「再任用短時間勤務職員」を「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める再任用職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第22条中「再任用短時間勤務職員」を「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

（北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

10 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「又は第28条の6第2項の規定により採用された」に改める。

附則第4項中「の規定」を削り、「含む。）」の次に「及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）附則第7項の規定」を加える。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

- 11 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「の規定」を削り、「含む。）」の次に「及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）附則第７項の規定」を加える。

(北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

- 12 北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第11項中「職員（）」を「再任用職員（）」に改める。

第25条中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

(北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 13 北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第3項中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「又は第28条の6第2項の規定により採用された」に改める。

民法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成17年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第20号

民法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「能力」を「行為能力」に改める。

- (1) 北海道統計調査条例（昭和26年北海道条例第25号）第3条第2項
- (2) 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年北海道条例第23号）第5条第1項第8号

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

破産法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成17年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第21号

破産法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

- (1) 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例（昭和36年北海道条例第84号）第5条第2項
- (2) 北海道看護職員養成修学資金貸付条例（昭和38年北海道条例第19号）第5条第3項
- (3) 北海道医学及び歯学修学資金貸付条例（昭和45年北海道条例第6号）第5条第3項
- (4) 北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（平成5年北海道条例第4号）第5条第3項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第22号

北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例

北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

		「第
	「第２節　個人情報の開示及び訂正の請求（第14条―第27条）	第
目次中	第３節　是正の申出等（第28条―第32条）	を 第
	第４節　不服申立てに関する手続（第33条）	第
	第５節　他の制度との調整（第34条）	第

2 節 個人情報の開示（第14条－第27条）

3 節 個人情報の訂正（第28条－第34条）

4 節 個人情報の利用停止（第35条－第39条）

5 節 不服申立てに関する手続（第40条－第42条）に、「第35条－第41条」を

6 節 苦情の申出の処理（第43条）

7 節 他の制度との調整（第44条－第46条）」

「第4章 個人情報保護審査会（第42条－第48条）
第5章 雑則（第49条－第51条）」を

「第4章 雑則（第54条－第56条）
第5章 罰則（第57条－第60条）」に改める。

第1条中「及び訂正」を「訂正及び利用の停止等」に改める。

第2条第1号ただし書を削り、同条第2号中「教育委員会」の次に「、公安委員会」を加え、「及び公営企業管理者」を「、公営企業管理者及び警察本部長」に改める。

第6条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務

(2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に関する事務

第6条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、第1項第6号から第8号までに掲げる事項を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務について登録簿を作成することにより、個人情報取扱事務の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項第6号に掲げる事項の一部若しくは同項第7号若しくは第8号に掲げる事項の全部若しくは一部を登録簿に登録せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿を作成しないことができる。

第7条第3項第6号中「北海道個人情報保護審査会」を「北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1項を加える。

(6) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

第7条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

(3) 審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるとき。

第7条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 個人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、道、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

第8条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に、「北海道個人情報保護審査会」を「審査会」に改め、同号を同項第7号とし、同項第3号の次に次の3号を加える。

(4) 実施機関内で利用する場合であって、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。

(5) 他の実施機関、実施機関以外の道の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合であって、当該個人情報の提供を受ける者が、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利

益になるとき、その他個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

第9条中「使用目的若しくは使用方法」を「利用目的若しくは利用方法」に改める。

第10条第2項中「北海道個人情報保護審査会」を「その内容について審査会」に改め、後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供するとき。

第10条に次の1項を加える。

3 前項の内容を変更しようとするときも、同項と同様とする。

第11条第2項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第13条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条中「使用しては」を「利用しては」に改め、同条に次の1項を加える。

2 実施機関から委託された個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該個人情報取扱事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

「第2節 個人情報の開示及び訂正の請求」を「第2節 個人情報の開示」に改める。

第14条第1項中「保有する」の次に「公文書に記録されている」を加え、「(第6条第3項に規定する事務に係るものを除く。以下同じ。)」及び「(当該個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。第21条を除き、以下同じ。)」を削る。

第16条から第18条までを次のように改める。

(個人情報の開示義務)

第16条 実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれて

いる場合を除き、前条第1項の開示請求書を提出した者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者(第14条第2項の規定により法定代理人が個人情報の本人に代わって当該個人情報の開示請求をする場合にあっては、当該個人情報の本人をいう。次号及び第3号並びに第24条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を侵害するおそれがあると認められる個人情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるもの
- (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの
- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (5) 道と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体(以下「国等」という。)との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの
- (6) 道又は国等の事務又は事業に係る意思形成過程において、道の機関内部若しくは道の機関相互間又は道の機関と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの
- (7) 監査、検査、調査、取締り、争訟その他の道又は国等の事務又は事業に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の公正若しくは円滑な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

(8) 診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(9) 人事管理に係る事務に関する個人情報であって、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあるもの

(10) 法令等の規定により明らかに開示することができないとされている個人情報

2 実施機関(公安委員会及び警察本部長に限る。)は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 前項各号(第4号を除く。)のいずれかに該当する情報

(2) 次に掲げる情報等であって、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報

ア 現在捜査中の事件に関する情報

イ 捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報

ウ 犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報

エ 被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設の保安に関する情報

オ 犯罪の被害者若しくは参考人又は犯罪に関する情報を提供した者が特定される情報

(3) 前号に掲げるもののほか、開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障が生ずるおそれがある情報

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、第1項各号又は前項各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)とそれ以外の情報が含まれている場合において、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前2項の規定にかかわらず、当該非開示情報に該当する部分を除いて、当該個人情報を開示しなければならない。

(裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合

であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報の取扱い)

第18条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、個人の権利利益が害されると認められる場合、道若しくは国等の事務若しくは事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り、当該個人情報の存否を明らかにしないことができる。

第20条を削る。

第19条の見出し中「開示請求に対する」を「開示等の」に改め、同条第1項中「第16条第1項の規定による」を「開示等の」に、「前2条」を「第16条第3項」に、「開示をしないこととされる個人情報」を「非開示情報に該当する部分」に改め、同条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(開示等の決定)

第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求があった日から14日以内に、開示請求に係る個人情報の開示をするかどうかの決定(以下「開示等の決定」という。)をしなければならない。ただし、やむを得ない理由により、開示請求があった日から14日以内に開示等の決定をすることができないときは、その期間を14日を限度として延長することができる。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報が大量であるときは、同項本文に規定する開示等の決定をする期間を、開示請求があった日から2月を限度として延長することができる。ただし、開示請求に係る個人情報が著しく大量であって、開示請求があった日から2月以内に開示等の決定をすることができないことについて相当の理由があるときは、審査会の意見を聴いて、その期間を延長することができる。

3 実施機関は、前2項の規定により期間を延長するときは、速やかに期間を延長する理由及び開示等の決定をすることができる時期を開示請求者に書面により通知しなければならない。

第2章第3節を削る。

第27条第1項中「前条第1項の規定による」を「訂正等の」に、「第25条第1項の訂正請求書を提出した者(以下「訂正請求者」という。)」を「訂正請求者」に

改め、同条第2項を削り、同条を第32条とする。

第26条第1項中「前条第1項の訂正請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して」を「訂正請求があったときは、訂正請求があった日から」に、「を決定」を「の決定（以下「訂正等の決定」という。）を」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、訂正請求があった日から30日以内に訂正等の決定をすることができないときは、その期間を30日を限度として延長することができる。ただし、訂正等の決定に特に長期間を要し、その期間を30日を限度として延長しても訂正等の決定をすることができないことについて相当の理由があるときは、審査会の意見を聴いて、その期間を延長することができる。

第26条に次の1項を加え、同条を第31条とする。

3 実施機関は、前項の規定により期間を延長するときは、速やかに期間を延長する理由及び訂正等の決定をすることができる時期を第29条第1項の訂正請求書を提出した者（以下「訂正請求者」という。）に書面により通知しなければならない。

第25条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日

第25条を第29条とし、同条の次に次の1条を加える。

（個人情報の訂正義務）

第30条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

第24条第1項中「第21条第1項」を「第25条第1項」に、「認める」を「思料する」に改め、「ときは、」の次に「当該個人情報を保有する」を加え、同条に次の1項を加える。

3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。
第24条を第28条とし、同条の前に次の節名を付する。

第3節 個人情報の訂正

第23条第2項中「第16条第1項」を「第19条第1項」に、「第21条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条を第27条とし、第22条を第26条とする。

第21条第1項中「第16条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第2項中「第19条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条を第25条とし、第20条の次に次の4条を加える。

（個人情報の存否を明らかにしない決定）

第21条 実施機関は、第18条の規定により個人情報の存否を明らかにしないときは、開示請求があった日から14日以内に、その旨の決定をしなければならない。

2 前条第1項の規定は、前項の決定について準用する。

（個人情報の不存在の通知）

第22条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しないときは、開示請求があった日から14日以内に、当該個人情報が不存在である旨の通知をするものとする。

（事案の移送）

第23条 実施機関は、開示請求に係る個人情報がある実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等（開示等の決定若しくは第21条第1項の決定又は前条の通知をいう。以下同じ。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送しようとする実施機関は、あらかじめ、開示請求者の意見を聴く等開示請求者の利益を損なわないよう努めなければならない。

2 前項の規定により事案を移送した実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

3 第1項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

4 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る個人情報の全部又は一部について開示をする旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第24条 開示請求に係る個人情報に道及び開示請求者以外のもの（以下この条、第41条及び第42条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第41条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第51条中「(第4章を除く。)」を削り、同条を第56条とし、第50条を第55条とし、第49条を第54条とする。

第4章を削り、第5章を第4章とする。

第3章中第41条を第53条とし、第40条を第52条とする。

第39条中「第37条」を「第49条」に、「北海道個人情報保護審査会」を「審査会」に改め、同条を第51条とする。

第38条中「北海道個人情報保護審査会」を「審査会」に改め、同条を第50条とし、第37条を第49条とする。

第36条中「北海道個人情報保護審査会」を「審査会」に改め、同条を第48条とし、第35条を第47条とする。

第34条第3項を削り、第2章第5節中同条を第44条とし、同条の前に見出しとして「(適用除外)」を付し、同条の次に次の2条を加える。

第45条 第2節から第5節までの規定は、次に掲げる個人情報については、適用

しない。

(1) 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）

(2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報

(3) 漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第1項に規定する免許漁業原簿に記録されている個人情報

(法令等の規定による開示等)

第46条 法令等（北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）を除く。）の規定により自己に関する個人情報の開示、訂正又は利用停止を求めることができる場合には、その定めるところによる。

第2章中第5節を第7節とする。

第33条に見出しとして「(審査会への諮問)」を付し、同条中「第16条第1項又は第26条第1項の規定による」を「開示決定等、訂正等の決定又は利用停止等の」に、「北海道個人情報保護審査会」を「審査会」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、実施機関は、審査会の答申を尊重するものとする。

第2章第4節中第33条を第40条とし、同条の次に次の2条を加える。

(諮問をした旨の通知)

第41条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第42条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第2章中第4節を第5節とし、同節の次に次の1節を加える。

第6節 苦情の申出の処理

第43条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

第32条の次に次の2条及び1節を加える。

（事案の移送）

第33条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が第23条第4項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正等の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正等の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をする旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（個人情報の提供先への通知）

第34条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第4節 個人情報の利用停止

（自己に関する個人情報の利用停止の請求）

第35条 何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は廃棄若しくは消去

(2) 第8条の規定に違反して提供されているとき、又は第10条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

(3) 第11条第3項の規定に違反して廃棄され、又は消去されていないとき 当該個人情報の廃棄又は消去

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による利用停止（同項各号に定める措置をいう。以下同じ。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第36条 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日

(3) 利用停止を求める箇所

(4) 利用停止を求める内容及び理由

(5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 第15条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

（個人情報の利用停止義務）

第37条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定)

第38条 実施機関は、利用停止請求があったときは、利用停止請求があった日から30日以内に、利用停止請求に係る個人情報に関する必要な調査を行い、個人情報の利用停止をするかどうかの決定（以下「利用停止等の決定」という。）をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、利用停止請求があった日から30日以内に利用停止等の決定をすることができないときは、その期間を30日を限度として延長することができる。ただし、利用停止等の決定に特に長期間を要し、その期間を30日を限度として延長しても利用停止等の決定をすることができないことについて相当の理由があるときは、審査会の意見を聴いて、その期間を延長することができる。

3 実施機関は、前項の規定により期間を延長するときは、速やかに期間を延長する理由及び利用停止等の決定をすることができる時期を第36条第1項の利用停止請求書を提出した者（以下「利用停止請求者」という。）に書面により通知しなければならない。

(利用停止請求に対する決定の通知)

第39条 実施機関は、利用停止等の決定をしたときは、速やかに利用停止請求者に書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしないことと決定したときはその理由を、利用停止をしないこととされる個人情報を除いて利用停止請求に係る個人情報の利用停止をすることと決定したときはその旨及び理由を併せて利用停止請求者に通知しなければならない。

本則に次の1章を加える。

第5章 罰則

第57条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託された個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第58条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第59条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第60条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 本則に1章を加える改正規定 平成17年7月1日

(2) 第2条第2号の改正規定及び第16条から第18条までの改正規定（第16条第2項に係る部分に限る。） 平成18年4月1日までの間において規則で定める日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）に対してされている改正前の条例第14条第1項又は第24条第1項の規定による請求は、それぞれこの条例による改正後の北海道個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）第14条第1項又は第28条第1項の規定による請求とみなす。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の条例第20条第1項の規定によりされた意見の聴取は、改正後の条例第24条第1項の規定によりされた意見書の提出の機会の付与とみなす。

4 施行日前に改正前の条例第20条第1項の規定により意見を聴かれた開示請求者以外のものが当該個人情報の開示に反対の意思を表示した場合において、施行日以後に開示決定をするときは、改正後の条例第24条第3項中「前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者」とあるのは「北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第22号）による改正

前の北海道個人情報保護条例第20条第1項の規定により意見を聴かれた開示請求者以外のもの」と、「表示した意見書を提出した場合」とあるのは「表示した場合」と、「当該意見書（第41条において「反対意見書」という。）を提出した第三者」とあるのは「当該反対の意思を表示したもの」と、改正後の条例第41条中「反対意見書を提出した第三者」とあるのは「反対の意思を表示した開示請求者以外のもの」と、改正後の条例第42条各号中「第三者」とあるのは「開示請求者以外のもの」と読み替えて適用する。

5 施行日前に改正前の条例第28条第1項又は第31条第1項の規定により実施機関に対してされた是正の申出又は再申出に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。この場合において、改正前の条例第31条第3項中「北海道個人情報保護審査会」とあるのは、「北海道情報公開・個人情報保護審査会」とする。

6 この条例の施行の際現に実施機関に対してされている改正前の条例第33条の規定による不服申立ては、改正後の条例第40条の規定による不服申立てとみなす。

7 改正後の条例第41条の規定は、施行日以後に北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した事案について適用する。

8 施行日前に改正前の条例の規定により北海道個人情報保護審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、改正前の条例の規定により北海道個人情報保護審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

9 北海道個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

10 公安委員会及び警察本部長は、改正後の条例第7条第3項第7号若しくは第5項第3号、第8条第1項第7号又は第10条第2項本文の規定により審査会の意見を聴かなければならない事項については、附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行の日においても、審査会に意見を聴くことができる。

（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

11 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「第13条」を「第13条第1項」に改め、「限る。」と」の次に「、同条例第8条第1項第5号中「他の実施機関、実施機関以外の道の機関」とあるのは「道」と」を加える。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第23号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第2項並びに第13条中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立女性プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第24号

北海道立女性プラザ条例の一部を改正する条例

北海道立女性プラザ条例（平成3年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成17年 4月1日から施行する。

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月31日

北海道条例第25号

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部を改正する条例
北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例（昭和57年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「5万円」を「5万1,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道条例第26号

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例
北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「納付方法」の次に「等」を加え、同条中「別表1の2の項」を「別表1の項」に改め、同条に次の2項を加える。

2 法令の規定により知事が指定試験機関に行わせることとした別表1の項に掲げる事務に係る手数料は、指定試験機関に納めなければならない。

3 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

別表113の項から146の項までを次のように改める。

113 薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第80条第1項第1号の規定に基づく薬事法第12条第1項に規定する医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査	薬局製造販売 医薬品製造販売業許可申請 手数料	7,200円	許可申請 のとき
--	-------------------------------	--------	-------------

114 薬事法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく薬事法第12条第1項に規定する医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査	医薬品製造販売業許可申請 手数料	ア 第一種医薬品製造販売業許可の申請に係る審査 151,800円 イ 第二種医薬品製造販売業許可の申請に係る審査 136,800円	許可申請 のとき
115 薬事法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく薬事法第12条第1項に規定する医薬部外品の製造販売業の許可の申請に対する審査	医薬部外品製造販売業許可 申請手数料	80,000円	許可申請 のとき
116 薬事法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく薬事法第12条第1項に規定する化粧品の製造販売業の許可の申請に対する審査	化粧品製造販売業許可申請 手数料	65,800円	許可申請 のとき
117 薬事法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく薬事法第12条第1項に規定する医療機器の製造販売業の許可の申請に対する審査	医療機器製造販売業許可申請 手数料	ア 第一種医療機器製造販売業許可の申請に係る審査 151,800円 イ 第二種医療機器製造販売業許可の申請に係る審査 136,800円 ウ 第三種医療機器製造販売業許可の申請に係る審査 84,700円	許可申請 のとき
118 薬事法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬事法第12条第2項に規定する医薬品の製造	薬局製造販売 医薬品製造販売業許可更新 申請手数料	3,850円	許可更新 申請のとき

販売業の許可の更新の申請に対する審査					づく薬事法第13条第1項に規定する医薬品の製造業の許可の申請に対する審査	許可申請手数料		
119 薬事法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく薬事法第12条第2項に規定する医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品製造販売業許可更新申請手数料	ア 第一種医薬品製造販売業許可の更新の申請に係る審査 125,800円 イ 第二種医薬品製造販売業許可の更新の申請に係る審査 110,100円	許可更新申請のとき		124 薬事法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく薬事法第13条第1項に規定する医薬品の製造業の許可の申請に対する審査	医薬品製造業許可申請手数料	ア 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第26条第1項第3号に規定する無菌医薬品（この項、129の項、133の項、142の項及び152の7の項において「無菌医薬品」という。）の製造業の許可の申請に係る審査 90,600円 イ 薬事法施行規則第26条第1項第4号に規定する医薬品（この項、129の項、133の項、142の項及び152の7の項において「一般医薬品」という。）の製造業の許可の申請に係る審査 85,900円 ウ 無菌医薬品又は一般医薬品の製造業（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。以下「包装等製造業」という。）の許可の申請に係る審査 48,100円 エ 薬事法施行規則第26条第2項第2号に規定する医薬品（この項、129の項及び133の項において「一般体外診	許可申請のとき
120 薬事法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく薬事法第12条第2項に規定する医薬部外品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料	65,800円	許可更新申請のとき					
121 薬事法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく薬事法第12条第2項に規定する化粧品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	化粧品製造販売業許可更新申請手数料	54,000円	許可更新申請のとき					
122 薬事法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく薬事法第12条第2項に規定する医療機器の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	医療機器製造販売業許可更新申請手数料	ア 第一種医療機器製造販売業許可の更新の申請に係る審査 125,800円 イ 第二種医療機器製造販売業許可の更新の申請に係る審査 110,100円 ウ 第三種医療機器製造販売業許可の更新の申請に係る審査 68,100円	許可更新申請のとき					
123 薬事法施行令第80条第1項第2号の規定に基	薬局製造販売 医薬品製造業	11,600円	許可申請のとき					

		断用医薬品」という。)の製造業の許可の申請に係る審査 85,900円 オ 一般体外診断用医薬品の包装等製造業の許可の申請に係る審査 48,100円	
125 薬事法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく薬事法第13条第1項に規定する医薬部外品の製造業の許可の申請に対する審査	医薬部外品製造業許可申請手数料	ア 薬事法施行規則第26条第3項第1号に規定する無菌医薬部外品(この項、130の項、134の項、143の項及び152の8の項において「無菌医薬部外品」という。)の製造業の許可の申請に係る審査 70,500円 イ 薬事法施行規則第26条第3項第2号に規定する医薬部外品(この項、130の項、134の項、143の項及び152の8の項において「一般医薬部外品」という。)の製造業の許可の申請に係る審査 49,200円 ウ 無菌医薬部外品又は一般医薬部外品の包装等製造業の許可の申請に係る審査 39,800円	許可申請のとき
126 薬事法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく薬事法第13条第1項に規定する化粧品の製造業の許可の申請に対する	化粧品製造業許可申請手数料	ア 化粧品の製造業の許可の申請に係る審査 49,200円 イ 化粧品の包装等製造業の許可の申請に係る審査 39,800円	許可申請のとき

審査			
127 薬事法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく薬事法第13条第1項に規定する医療機器の製造業の許可の申請に対する審査	医療機器製造業許可申請手数料	ア 薬事法施行規則第26条第5項第2号に規定する滅菌医療機器(この項、132の項、136の項、144の項及び152の9の項において「滅菌医療機器」という。)の製造業の許可の申請に係る審査 90,600円 イ 薬事法施行規則第26条第5項第3号に規定する医療機器(この項、132の項、136の項、144の項及び152の9の項において「一般医療機器」という。)の製造業の許可の申請に係る審査 85,900円 ウ 滅菌医療機器又は一般医療機器の包装等製造業の許可の申請に係る審査 48,100円	許可申請のとき
128 薬事法施行令第80条第1項第2号の規定に基づく薬事法第13条第3項に規定する医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	5,900円	許可更新申請のとき
129 薬事法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく薬事法第13条第3項に規定する医薬品の製造	医薬品製造業許可更新申請手数料	ア 無菌医薬品の製造業の許可の更新の申請に係る審査 55,200円 イ 一般医薬品の製造業の許	許可更新申請のとき

業の許可の更新の申請に対する審査		可の更新の申請に係る審査 52,800円 ウ 無菌医薬品又は一般医薬品の包装等製造業の許可の更新の申請に係る審査 31,500円 エ 一般体外診断用医薬品の製造業の許可の更新の申請に係る審査 52,800円 オ 一般体外診断用医薬品の包装等製造業の許可の更新の申請に係る審査 31,500円			づく薬事法第13条第3項に規定する医療機器の製造業の許可の更新の申請に対する審査	請手数料	査 55,200円 イ 一般医療機器の製造業の許可の更新の申請に係る審査 52,800円 ウ 滅菌医療機器又は一般医療機器の包装等製造業の許可の更新の申請に係る審査 31,500円	き	
130 薬事法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく薬事法第13条第3項に規定する医薬部外品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	医薬部外品製造業許可更新申請手数料	ア 無菌医薬部外品の製造業の許可の更新の申請に係る審査 46,900円 イ 一般医薬部外品の製造業の許可の更新の申請に係る審査 32,700円 ウ 無菌医薬部外品又は一般医薬部外品の包装等製造業の許可の更新の申請に係る審査 28,000円	許可更新申請のとき		133 薬事法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく薬事法第13条第6項に規定する医薬品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	医薬品製造業の許可区分の変更又は追加の許可申請手数料	ア 無菌医薬品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に係る審査 81,100円 イ 一般医薬品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に係る審査 76,400円 ウ 無菌医薬品又は一般医薬品の包装等製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に係る審査 41,000円 エ 一般体外診断用医薬品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に係る審査 76,400円 オ 一般体外診断用医薬品の包装等製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に係る審査 41,000円	許可申請のとき	
131 薬事法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく薬事法第13条第3項に規定する化粧品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	化粧品製造業許可更新申請手数料	ア 化粧品の製造業の許可の更新の申請に係る審査 32,700円 イ 化粧品の包装等製造業の許可の更新の申請に係る審査 28,000円	許可更新申請のとき						
132 薬事法施行令第80条第2項第3号の規定に基	医療機器製造業許可更新申	ア 滅菌医療機器の製造業の許可の更新の申請に係る審	許可更新申請のとき		134 薬事法施行令第80条第2項第3号の規定に基	医薬部外品製造業の許可区	ア 無菌医薬部外品の製造業の許可の区分の変更又は追	許可申請のとき	

づく薬事法第13条第6項に規定する医薬部外品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	分の変更又は追加の許可申請手数料	加の許可の申請に係る審査 42,200円 イ 一般医薬部外品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に係る審査 39,800円 ウ 無菌医薬部外品又は一般医薬部外品の包装等製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に係る審査 32,700円	
135 薬事法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく薬事法第13条第6項に規定する化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	化粧品製造業の許可区分の変更又は追加の許可申請手数料	ア 化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加の申請に係る審査 39,800円 イ 化粧品の包装等製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に係る審査 32,700円	許可申請のとき
136 薬事法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく薬事法第13条第6項に規定する医療機器の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	医療機器製造業の許可区分の変更又は追加の許可申請手数料	ア 滅菌医療機器の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に係る審査 81,100円 イ 一般医療機器の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に係る審査 76,400円 ウ 滅菌医療機器又は一般医療機器の包装等製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に係る審査	許可申請のとき

		41,000円	
137 薬事法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬事法第14条第1項に規定する医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料	100円	承認申請のとき
138 薬事法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく薬事法第14条第1項に規定する医薬品で日本薬局方に収められている医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査	日本薬局方医薬品の製造販売の承認申請手数料	36,600円	承認申請のとき
139 薬事法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく薬事法第14条第1項に規定する医薬品で日本薬局方に収められている医薬品以外の医療用医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査	日本薬局方以外の医療用医薬品の製造販売の承認申請手数料	208,800円	承認申請のとき
140 薬事法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく薬事法第14条第1項に規定する医薬品で日本薬局方に収められている医薬品及び医療用医薬品以外のものの製造販売の承認の申請に対する審査	その他の医薬品の製造販売の承認申請手数料	73,900円	承認申請のとき
141 薬事法施行令第80条	医薬部外品の	36,100円	承認申請

第2項第5号の規定に基づく薬事法第14条第1項に規定する医薬部外品の製造販売の承認の申請に対する審査	製造販売の承認申請手数料		のとき			薬品の包装等のみに係るもの 39,600円と品目数に300円を乗じて得た額との合計額		
142 薬事法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく薬事法第14条第6項に規定する医薬品の適合性調査の申請に対する審査	医薬品適合性調査申請手数料	ア 薬事法第14条第1項の承認を受けようとするときの調査(次項及び144の項において「承認時調査」という。) (ア) 無菌医薬品に係るもの 48,900円 (イ) 一般医薬品に係るもの 30,000円 (ウ) 無菌医薬品又は一般医薬品の包装、表示又は保管(以下「包装等」という。)のみに係るもの 13,700円 イ 薬事法施行令第21条に規定する期間の経過による調査(次項及び144の項において「定期調査」という。) (ア) 無菌医薬品に係るもの 107,100円と品目数に2,000円を乗じて得た額との合計額 (イ) 一般医薬品に係るもの 74,000円と品目数に1,000円を乗じて得た額との合計額 (ウ) 無菌医薬品又は一般医	調査申請のとき		143 薬事法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく薬事法第14条第6項に規定する医薬部外品の適合性調査の申請に対する審査	医薬部外品適合性調査申請手数料	ア 承認時調査 (ア) 無菌医薬部外品に係るもの 48,900円 (イ) 一般医薬部外品に係るもの 30,000円 (ウ) 無菌医薬部外品又は一般医薬部外品の包装等のみに係るもの 13,700円 イ 定期調査 (ア) 無菌医薬部外品に係るもの 107,100円と品目数に2,000円を乗じて得た額との合計額 (イ) 一般医薬部外品に係るもの 74,000円と品目数に1,000円を乗じて得た額との合計額 (ウ) 無菌医薬部外品又は一般医薬部外品の包装等のみに係るもの 39,600円と品目数に300円を乗じて得た額との合計額	調査申請のとき
					144 薬事法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく薬事法第14条第6項に規定する医療機器の適合性調査の申請に対する	医療機器適合性調査申請手数料	ア 承認時調査 (ア) 滅菌医療機器に係るもの 48,900円 (イ) 一般医療機器に係るもの 30,000円	調査申請のとき

審査		(ウ) 滅菌医療機器又は一般医療機器の包装等のみに係るもの 13,700円 イ 定期調査 (ア) 滅菌医療機器に係るもの 107,100円と品目数に2,000円を乗じて得た額との合計額 (イ) 一般医療機器に係るもの 74,000円と品目数に1,000円を乗じて得た額との合計額 (ウ) 滅菌医療機器又は一般医療機器の包装等のみに係るもの 39,600円と品目数に300円を乗じて得た額との合計額	
145 薬事法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬事法第14条第9項に規定する医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	薬局製造販売 医薬品製造販売承認事項の一部変更承認申請手数料	100円	承認申請のとき
146 薬事法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく薬事法第14条第9項に規定する医薬品で日本薬局方に収められている医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の	日本薬局方医薬品の製造販売の承認事項の一部変更承認申請手数料	21,500円	承認申請のとき

申請に対する審査			
----------	--	--	--

別表146の項の次に次のように加える。

146の2 薬事法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく薬事法第14条第9項に規定する医薬品で日本薬局方に収められている医薬品以外の医療用医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	日本薬局方以外の医療用医薬品の製造販売の承認事項の一部変更承認申請手数料	99,900円	承認申請のとき
146の3 薬事法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく薬事法第14条第9項に規定する医薬品で日本薬局方に収められている医薬品及び医療用医薬品以外のものの製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	その他の医薬品の製造販売の承認事項の一部変更承認申請手数料	31,900円	承認申請のとき
146の4 薬事法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく薬事法第14条第9項に規定する医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更承認申請手数料	21,500円	承認申請のとき

別表152の3の項の次に次のように加える。

152の4 薬事法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく薬事法第40条の2第1項に規定する医療機器の修理業の許可の申請に対する審査	医療機器修理業許可申請手数料	73,300円	許可申請のとき				イ 薬事法施行令第71条の規定による期間の経過による調査(次項及び152の9の項において「輸出用定期調査」という。)	
152の5 薬事法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく薬事法第40条の2第3項に規定する医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査	医療機器修理業許可更新申請手数料	50,300円	許可更新申請のとき				(ア) 無菌医薬品に係るもの 107,100円と品目数に2,000円を乗じて得た額との合計額 (イ) 一般医薬品に係るもの 74,000円と品目数に1,000円を乗じて得た額との合計額 (ウ) 無菌医薬品又は一般医薬品の包装等のみに係るもの 39,600円と品目数に300円を乗じて得た額との合計額	
152の6 薬事法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく薬事法第40条の2第5項に規定する医療機器の修理区分の変更又は追加の許可申請手数料	医療機器の修理区分の変更又は追加の許可申請手数料	18,200円	許可申請のとき					
152の7 薬事法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく薬事法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品の適合性調査の申請に対する審査	輸出用医薬品適合性調査申請手数料	ア 薬事法施行令第74条第1項の規定による届出に係る調査(次項及び152の9の項において「輸出届出時調査」という。) (ア) 無菌医薬品に係るもの 48,900円 (イ) 一般医薬品に係るもの 30,000円 (ウ) 無菌医薬品又は一般医薬品の包装等のみに係るもの 13,700円	調査申請のとき		152の8 薬事法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく薬事法第80条第1項に規定する輸出用の医薬部外品の適合性調査の申請に対する審査	輸出用医薬部外品適合性調査申請手数料	ア 輸出届出時調査 (ア) 無菌医薬部外品に係るもの 48,900円 (イ) 一般医薬部外品に係るもの 30,000円 (ウ) 無菌医薬部外品又は一般医薬部外品の包装等のみに係るもの 13,700円 イ 輸出用定期調査 (ア) 無菌医薬部外品に係るもの 107,100円と品目数に2,000円を乗じて得た額との合計額	調査申請のとき

		(イ) 一般医薬部外品に係るもの 74,000円と品目数に1,000円を乗じて得た額との合計額 (ウ) 無菌医薬部外品又は一般医薬部外品の包装等のみに係るもの 39,600円と品目数に300円を乗じて得た額との合計額	
152の9 薬事法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく薬事法第80条第1項に規定する輸出用の医療機器の適合性調査の申請に対する審査	輸出用医療機器適合性調査申請手数料	ア 輸出届出時調査 (ア) 滅菌医療機器に係るもの 48,900円 (イ) 一般医療機器に係るもの 30,000円 (ウ) 滅菌医療機器又は一般医療機器の包装等のみに係るもの 13,700円 イ 輸出用定期調査 (ア) 滅菌医療機器に係るもの 107,100円と品目数に2,000円を乗じて得た額との合計額 (イ) 一般医療機器に係るもの 74,000円と品目数に1,000円を乗じて得た額との合計額 (ウ) 滅菌医療機器又は一般医療機器の包装等のみに係るもの 39,600円と品目数に300円を乗じて得た額との合計額	調査申請のとき

別表155の項中「第1条の4の3第4項(同令第1条の7において準用する場合を含む。)」を「第5条第4項」に、「第15条の4第1項第1号」を「第80条第1項第1号に規定する医薬品の製造販売業の許可証若しくは同条第2項第1号に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業の許可証又は同令第12条第4項の規定に基づく同令第80条第1項第2号」に、「又は同令第15条の4第2項第2号」を「若しくは同条第2項第3号」に、「医療用具」を「医療機器」に改め、「若しくは輸入販売業」を削り、「医薬品等の製造業又は輸入販売業の許可証の書換え交付手数料」を「医薬品等の製造販売業又は製造業の許可証の書換え交付手数料」に改め、同表156の項中「第1条の4の4第5項(同令第1条の7において準用する場合を含む。)」を「第6条第5項」に、「第15条の4第1項第1号」を「第80条第1項第1号に規定する医薬品の製造販売業の許可証若しくは同条第2項第1号に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業の許可証又は同令第13条第5項の規定に基づく同令第80条第1項第2号」に、「又は同令第15条の4第2項第2号」を「若しくは同条第2項第3号」に、「医療用具」を「医療機器」に改め、「若しくは輸入販売業」を削り、「医薬品等の製造業又は輸入販売業の許可証の再交付手数料」を「医薬品等の製造販売業又は製造業の許可証の再交付手数料」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第27号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「上磯町」を「上磯町 七飯町」に改める。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の8の項の左欄に掲げる事務に係る北海道福祉のまちづくり条例（平成9年北海道条例第65号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に北海道福祉のまちづくり条例の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては七飯町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同条例の適用については、七飯町長のした処分その他の行為又は七飯町長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

北海道立診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第28号

北海道立診療所条例の一部を改正する条例

北海道立診療所条例（昭和23年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表北海道立生花診療所の項を削る。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第29号

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例

北海道立看護学院条例（昭和45年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「1,600円」を「3,200円」に、「1,400円」を「2,800円」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

北海道結核診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第30号

北海道結核診査協議会条例の一部を改正する条例

北海道結核診査協議会条例（昭和26年北海道条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、結核予防法（昭和26年法律第96号。以下「法」という。）第48条第2項及び第50条の規定に基づき、道の保健所に設置する結核の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
第3条を削る。

第2条中「名称は、」の次に「「結核診査協議会」に」を加え、同条を第3条とする。

第1条の2中「結核予防法」を「法」に改め、「の各号」を削り、同条を第2条とする。

第4条から第6条までを次のように改める。

（組織）

第4条 協議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 知事は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解任することができる。

（会長）

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、保健所長が招集する。

2 協議会は、委員3人以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

第7条から第10条までを削る。

第11条の見出しを「(会長への委任)」に改め、同条中「協議会の」を「、協議会の」に、「、必要な」を「必要な」に、「委員長」を「会長」に、「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第7条とする。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に在任中の結核診査協議会の委員の任期については、なお従前の例による。

3 平成17年4月2日から平成20年3月31日までの間に結核予防法（昭和26年法律第96号）第49条第2項の規定により任命される委員の任期は、この条例による改正後の北海道結核診査協議会条例第4条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第31号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年北海道条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「管理」を「衛生管理」に改め、同項第1号中「周辺は、」の次に「定期的に」を加え、同項第2号中「貯蔵」を「保管」に改め、同項第11号中「清潔で衛生的に保ち、定期的に消毒を行う」を「定期的に清掃及び消毒を

行い、清潔で衛生的に保つ」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号中「清掃用具は」の次に「、使用の都度、洗浄し、乾燥させ」を加え、同号を同項第12号とし、同項中第9号を第11号とし、同項第8号中「設備には、」の次に「手指の洗浄及び乾燥が適切にできるよう」を加え、同号を同項第10号とし、同項中第7号を第9号とし、同項第6号中「実施し、」の次に「及び」を加え、「保存する」を「保存し、並びにねずみ、昆虫等の発生を認めたときには、直ちに駆除する」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) ねずみ、昆虫等の駆除のため殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品等を汚染しないよう適切に取り扱うこと。

別表第1の1の項中第5号を第6号とし、同項第4号中「及び」を削り、「、十分に」を「十分に」に、「換気する」を「換気し、及び必要に応じて適正な温度及び湿度を管理する」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 作業場（販売を行う場所を除く。）には、食品等を取り扱う者以外の者が立ち入ることのないようにすること。ただし、当該食品等を取り扱う者以外の者の立入りによる食品等の汚染のおそれがない場合は、この限りでない。

別表第1の1の項を同表の1の2の項とし、同表に1の項として次の1項を加える。

1 一般事項

(1) 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。

(2) 施設、設備及び器具の構造及び材質並びに取り扱う食品及び添加物の特性を考慮し、施設、設備及び器具の適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じて清掃等の手順に関する文書を作成すること。

(3) 施設、設備等の能力に応じた食品、添加物、器具及び容器包装（以下「食品等」という。）の取扱いを行い、適切な受注の管理を行うこと。

別表第1の2の項中「管理」を「衛生管理」に改め、同表の3の項第7号中「の処理は、適正に行う」を「は、衛生上支障のない場所に保管し、適正に処理する」に改め、同項第8号中「という。）は」の次に「、他の容器と明確に区別できるようにし」を加え、同表の4の項中第16号を第22号とし、第8号から第15号までを6号ずつ繰り下げ、同項第7号中「薬剤は、」の次に「容器等に」を加え、「食品及び添加物」を「適正に取り扱い、及び食品等」に改め、同号を同項第12号とし、

同号の次に次の1号を加える。

- (13) 再使用が可能な容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものを用いること。

別表第1の4の項中第6号を第11号とし、同項第5号中「冷蔵庫等に」を削り、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (10) 食品及び添加物の製造又は加工に当たっては、製品及び原材料をロット（一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された製品及び原材料の一群をいう。）ごとに管理し、記録するよう努めること。

別表第1の4の項中第4号を第8号とし、同項第3号中「又は加熱」を「、加熱又は乾燥」に改め、「温度」の次に「及び時間」を加え、同号を同項第7号とし、同項中第2号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 食品及び添加物への異物の混入の防止に努めること。

別表第1の4の項第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 原材料として使用する食品は、適切なものを選択すること。
- (3) 食品間の相互汚染を防止するため、加熱又は加工をされていない原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。
- (4) 原材料として使用していない食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号トに規定する特定原材料が製造工程において混入しないよう努めること。

別表第1の4の項に次の2号を加える。

- (23) 食品等を運搬する場合には、必要に応じて汚染を防止するための措置を講じ、温度その他の状態を適正に管理すること。
- (24) 食品及び添加物を販売する際には、保存の方法、消費期限等の表示の確認等を行った上で、衛生上支障のない方法で管理すること。

別表第1の5の項第3号中「食品、器具等」を「食品等」に改め、同表の7の項に次の1号を加える。

- (3) 営業者は、規則で定めるところにより、食品衛生責任者に定期的に講習会を受講させ、常に食品衛生に関する新しい知見を習得させるよう努めること。

別表第1の9の項第9号中「食品、添加物等」を「食品等」に改め、同項第10号中「ふぐを」を「ふぐの処理を行い、又は未処理のふぐを」に改め、同項を同表の10の項とし、同表の8の項の次に次の1項を加える。

9 回収等

- (1) 販売する食品等に食品衛生上の問題が発生した場合において、当該食品等を迅速か

つ適切に回収できるよう体制を整備すること。

- (2) 回収された食品等は、他の食品等と区別して保管し、廃棄その他の必要な措置を行うこと。
- (3) 回収等を行う際には、消費者への注意の喚起等のため、当該回収等に関する公表について考慮すること。

別表第2の1の項中「管理」を「衛生管理」に改め、同項第1号中「という。）は、」の次に「定期的に」を加え、同表の2の項中「管理」を「衛生管理」に改め、同項第2号中「自動販売機は、」の次に「定期的に」を加え、同項第6号中「設備には、」の次に「手指の洗浄及び乾燥が適切にできるよう」を加え、同表の3の項第6号中「の処理は、適正に行う」を「は、衛生上支障のない場所に保管し、適正に処理する」に改め、同項第7号中「廃棄物容器は」の次に「、他の容器と明確に区別できるようにし」を加え、同表の4の項第2号ア中「冷蔵又は温蔵して」を「適切な温度で」に改め、同号ウ中「直射日光を避け、ちり等による汚染を防止する措置が講じられた車両又は運搬具を使用する」を「汚染を防止するための措置を講じ、温度その他の状態を適正に管理する」に改め、同号エ(ア)中「品質保持期限」を「賞味期限」に改める。

別表第3の1の項中「管理」を「衛生管理」に改める。

附 則

この条例は、平成17年8月1日から施行する。ただし、別表第2の4の項第2号エ(ア)の改正規定は、公布の日から施行する。

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第32号

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「砂原町」を「森町」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

北海道企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第33号

北海道企業立地促進条例の一部を改正する条例

北海道企業立地促進条例（平成9年北海道条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「資産」の次に「及び同条第8号に掲げる資産（規則で定めるものに限る。）」を加える。

第3条第1項第5号ア中「(3)の表」を「(4)の表」に改め、同号イ中「別表第2の4(4)の表」を「別表第2の4(5)の表」に改め、同項第7号イ中「に掲げる業種又は同表の4(3)の表に掲げる」を「から(4)の表までに掲げる業種又は」に改め、同号ウ中「別表第2の4(4)の表」を「別表第2の4(5)の表」に改める。

第4条第1項各号を次のように改める。

(1) 前条第1項第1号の情報技術関連工場に係る場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額に相当する額（その額が15億円を超えるときは、15億円）

ア 新設の場合 当該工場に係る投資額の100分の10

イ 増設の場合 当該工場に係る投資額の100分の5（中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者という。以下この項において同じ。）に係る工場にあっては、100分の7）

(1)の2 前条第1項第1号の2の大規模工場等に係る場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額に相当する額（その額が10億円を超えるときは、10億円）

ア 新設の場合 当該工場等に係る投資額の100分の10

イ 増設の場合 当該工場等に係る投資額の100分の5（中小企業者に係る工場等にあっては、100分の7）

(2) 前条第1項第2号の国際物流関連施設に係る場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額に相当する額（その額が10億円を超え

るときは、10億円）

ア 新設の場合 当該施設に係る投資額の100分の10

イ 増設の場合 当該施設に係る投資額の100分の5（中小企業者に係る施設にあっては、100分の7）

(3) 前条第1項第3号の中小規模工場に係る場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額に相当する額（その額が3億円を超えるときは、3億円）

ア 新設の場合 当該工場に係る投資額の100分の8

イ 増設の場合 当該工場に係る投資額の100分の4（中小企業者に係る工場にあっては、100分の5）

(4) 前条第1項第4号の基盤の技術型工場に係る場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額に相当する額（その額が3億円を超えるときは、3億円）

ア 新設の場合 当該工場に係る投資額の100分の10

イ 増設の場合 当該工場に係る投資額の100分の5（中小企業者に係る工場にあっては、100分の7）

(5) 前条第1項第5号の特定事業所等に係る場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額に相当する額（その額が1億円を超えるときは、1億円）

ア 新設の場合 当該事業所等に係る投資額の100分の10

イ 増設の場合 当該事業所等に係る投資額の100分の5（中小企業者に係る事業所等にあっては、100分の7）

(6) 前条第1項第6号の試験研究施設に係る場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額に相当する額（その額が20億円を超えるときは、20億円）

ア 新設の場合 当該施設に係る投資額の100分の20

イ 増設の場合 当該施設に係る投資額の100分の10（中小企業者に係る施設にあっては、100分の13）

(7) 前条第1項第7号の工場、航空機改修関連施設、国際物流関連施設、特定事業所等又は試験研究施設に係る場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに掲げる額（その額が2億円を超えるときは、2億円）

ア これらの施設の設置に伴う雇用増が100人未満の場合 当該雇用増に50万円（札幌市の区域内に立地する場合における50人未満の雇用増に係る部分については30万円、研究員に係る雇用増にあっては100万円。イにおいて同じ。）を乗じて得た額

イ これらの施設の設置に伴う雇用増が100人以上の場合 当該雇用増に50万円を乗じて得た額及び当該雇用増から99人を差し引いた人数に10万円を乗じて得た額の合計額

別表第2中4(4)の表を4(5)の表とし、4(3)の表の次に次の1表を加える。

(4) バイオテクノロジー利用産業（医療に係る検体検査等医療業に附随するサービスを行う事業に限る。）

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に北海道企業立地促進条例（以下「企業立地促進条例」という。）第3条第1項の規定により指定を受けている者の当該指定に係る助成の措置については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に企業立地促進条例第3条第1項の規定により指定を受けている者であってこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその工事に着手するものに係る当該指定は、施行日以後に指定されたものとみなす。
- 4 施行日から平成18年3月31日までの間に企業立地促進条例第3条第1項の規定による指定（この条例による改正後の企業立地促進条例第3条第1項第5号アのうち別表第2の4(4)の表に掲げる事業に係る特定事業所等に係る指定及び同項第7号に係る指定を除く。）を受ける者（前項の規定により施行日以後に指定されたものとみなされた指定（企業立地促進条例第3条第1項第7号に係る指定を除く。）を受けている者を含む。）に対する当該指定に係る補助金の交付（投資額に乘じる割合に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

北海道地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第34号

北海道地方卸売市場条例の一部を改正する条例

北海道地方卸売市場条例（昭和46年北海道条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「方法」の次に「（委託手数料に関する事項にあっては、規則で定めるもの）」を加え、同項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第17条第2項及び第17条の2第2項中「第6号」を「第7号」に改める。

第26条中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 法第13条の5第1項の許可をしたとき。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の許可を受けて開設されている地方卸売市場（以下「既設卸売市場」という。）を開設している者は、この条例による改正後の北海道地方卸売市場条例（以下「新条例」という。）の規定により必要となる業務規程の変更に付き、この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までに、新条例第17条第1項の規定による承認の申請をしなければならない。
- 3 既設卸売市場の業務規程は、この条例の施行の日から起算して8月を経過する日（その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の承認の処分があった既設卸売市場にあっては当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の承認又は変更の承認の拒否の処分がなかった既設卸売市場にあっては当該変更の承認又は変更の承認の拒否の処分があった日（当該変更の承認の処分があった日後に当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生するものにあっては、その効力が発生する日））までは、

新条例の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と新条例の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、新条例の規定は、適用しない。

労働組合法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第35号

労働組合法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
(北海道政策評価条例の一部改正)

第1条 北海道政策評価条例(平成14年北海道条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。
(北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 北海道特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年北海道条例第64号)の一部を次のように改正する。

第1条第6号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に、「あっ旋員」を「あっせん員」に改める。

別表第2中「|地方労働委員会|」を「|労働委員会|」に、「地方労働委員会の」を「労働委員会の」に改める。
(北海道職員等の定数に関する条例の一部改正)

第3条 北海道職員等の定数に関する条例(昭和47年北海道条例第52号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第5号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。
(北海道個人情報保護条例の一部改正)

第4条 北海道個人情報保護条例(平成6年北海道条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。
(北海道情報公開条例の一部改正)

第5条 北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)
第6条 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年北海道条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(北海道地方労働委員会から出頭を求められた者の費用弁償条例の一部改正)
第7条 北海道地方労働委員会から出頭を求められた者の費用弁償条例(昭和27年北海道条例第105号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道労働委員会から出頭を求められた者等の費用弁償条例

第1条中「第28条の3」を「第28条の6」に、「又は第27条第3項の規定により北海道地方労働委員会から出頭を求められた者」を「の規定により北海道労働委員会から出頭を求められた者又は同法第27条の7第1項第1号の証人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第36号

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例

北海道農政部手数料条例(平成12年北海道条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表25の項中「第3条」を「第45条第1項」に改め、「の販売業」の次に「並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業」を加え、「動物用医薬品販売業許可証書換え交付手数料」を「動物用医薬品販売業許可証等書換え交付手数料」に改め、同表26の項中「第4条」を「第46条第1項」に改め、「の販売業」の次に「並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業」を加え、「動物用医薬品販売業許可証再交付手数料」を「動物用医薬品販売業許可証等再交付手数料」に改め、同表に次のように加える。

30 薬事法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業（専ら動物のために使用されることが目的とされている高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業に限る。）の許可の申請に対する審査	動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可申請手数料	30,670円	許可申請のとき
31 薬事法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業（専ら動物のために使用されることが目的とされている高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業に限る。）の許可の更新の申請に対する審査	動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可更新申請手数料	11,640円	許可更新申請のとき

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第37号

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（市町村が処理する事務の範囲等）

第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表中「（第2条関係）」を削り、同表を別表第6とし、附則の次に次の5表を加える。

別表第1（第2条関係）

1 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第3条第1項及び第3項の規定による農地又は採草放牧地の権利移動の許可 (2) 法第82条第1項の規定による処分に係る立入調査、測量並びに竹木その他の物の除去及び移転（(1)に掲げる事務に係るものに限る。） (3) 法第82条第3項の規定による占有者への立入調査等の通知及び通知をすることができない場合等の公示（(2)に掲げる事務に係るものに限る。） (4) 法第83条の規定による土地の状況等に関する報告の徴取（(1)から(3)までに掲げる事務に係るものに限る。）	別表第2 に掲げる 市町村
2 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（許可に係る土地が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。） (1) 法第4条第1項、第3項及び第4項の規定による農地の転用の許可（同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合を除く。） (2) 法第5条第1項並びに同条第3項において準用する法第3条第3項及び法第4条第3項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可（同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する場合を除く。） (3) 法第82条第1項の規定による処分に係る立入調査、測量並びに竹木その他の物の除去及び移転（(1)、(2)及び(7)に掲げる事務に係るものに限る。）	別表第3 に掲げる 市町村

(4) 法第82条第3項の規定による占有者への立入調査等の通知及び通知をすることができない場合等の公示（(3)に掲げる事務に係るものに限る。）	
(5) 法第82条第5項の規定による損失の補償（(3)に掲げる事務に係るものに限る。）	
(6) 法第83条の規定による土地の状況等に関する報告の徴取（(1)から(5)まで及び(7)に掲げる事務に係るものに限る。）	
(7) 法第83条の2の規定による違反転用に対する処分又は違反を是正する措置等の命令（(1)及び(2)に掲げる事務に係るものに限る。）	
3 農地法（以下この項において「法」という。）のうち、次に掲げるもの	別表第4
(1) 法第20条第1項、第3項及び第4項の規定による農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可	に掲げる市町村
(2) 法第82条第1項の規定による処分に係る立入調査、測量並びに竹木その他の物の除去及び移転（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）	
(3) 法第82条第3項の規定による占有者への立入調査等の通知及び通知をすることができない場合等の公示（(2)に掲げる事務に係るものに限る。）	
(4) 法第83条の規定による土地の状況等に関する報告の徴取（(1)から(3)までに掲げる事務に係るものに限る。）	
4 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	別表第5
(1) 法第15条の15第1項、第5項及び第6項の規定による農用地区域内における開発行為の許可	に掲げる市町村
(2) 法第15条の16の規定による開発行為の中止等の命令	
(3) 法第15条の17第1項の規定による農用地区域以外の区域における開発行為に係る勧告	
(4) 法第15条の17第2項の規定による開発行為を行っている者が勧告に従わないときの公表	
5 北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	別表第6
	に掲げる市町村

(1) 条例第3条の規定による種馬鈴しょ生産者の登録	
(2) 条例第6条の規定による病虫害の防除の命令	
(3) 条例第9条第1項の規定による生産に係る報告の徴収又は立入調査	
(4) 条例第10条の規定による種馬鈴しょ生産者の登録の取消し	
(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	

別表第2

小樽市 旭川市 網走市 留萌市 美瑛市 江別市 赤平市 紋別市 士別市 根室市 千歳市 歌志内市 登別市 石狩市 知内町 木古内町 上磯町 大野町 七飯町 鹿部町 森町 長万部町 江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 熊石町 大成町 奥尻町 瀬棚町 北檜山町 今金町 寿都町 蘭越町 留寿都村 喜茂別町 泊村 神恵内村 積丹町 仁木町 赤井川村 北村 奈井江町 由仁町 栗山町 浦臼町 新十津川町 雨竜町 沼田町 幌加内町 鷹栖町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 朝日町 下川町 美深町 音威子府村 中川町 増毛町 小平町 羽幌町 初山別村 遠別町 猿払村 浜頓別町 豊富町 礼文町 利尻町 東藻琴村 女満別町 清里町 小清水町 訓子府町 佐呂間町 上湧別町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 豊浦町 虻田町 大滝村 早来町 日高町 平取町 三石町 様似町 えりも町 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 更別村 忠類村 広尾町 幕別町 池田町 本別町 足寄町 中標津町 標津町
--

別表第3

小樽市 網走市 留萌市 赤平市 紋別市 根室市 千歳市 歌志内市 登別市 知内町 上磯町 七飯町 鹿部町 森町 長万部町 江差町 上ノ国町 厚沢部町 熊石町 大成町 奥尻町 瀬棚町 寿都町 留寿都村 喜茂別町 泊村 神恵内村 積丹町 赤井川村 北村 奈井江町 由仁町 栗山町 浦臼町 幌加内町 東神楽町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 朝日町 下川町 美深町 音威子府村 中川町 増毛町 小平町 羽幌町 初山別村 遠別町 猿払村 浜頓別町 豊富町 礼文町 利尻町 東藻琴村 女満別町 小清水町 訓子府町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 豊浦町 虻田町 大滝村 日
--

高町 三石町 様似町 えりも町 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 更別村 忠類村 広尾町 幕別町 本別町 足寄町 別海町

別表第4

小樽市 旭川市 網走市 留萌市 美瑛市 江別市 赤平市 紋別市 士別市 根室市 千歳市 歌志内市 登別市 恵庭市 石狩市 知内町 木古内町 上磯町 大野町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町 長万部町 江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 熊石町 大成町 奥尻町 瀬棚町 北檜山町 今金町 寿都町 蘭越町 留寿都村 喜茂別町 泊村 神恵内村 積丹町 仁木町 赤井川村 北村 奈井江町 由仁町 栗山町 浦臼町 新十津川町 沼田町 幌加内町 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 朝日町 下川町 美深町 音威子府村 中川町 増毛町 小平町 羽幌町 初山別村 遠別町 猿払村 浜頓別町 豊富町 礼文町 利尻町 東藻琴村 女満別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 佐呂間町 上湧別町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 豊浦町 虻田町 大滝村 早来町 日高町 平取町 三石町 様似町 えりも町 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 更別村 忠類村 広尾町 幕別町 本別町 中標津町 標津町

別表第5

小樽市 釧路市 網走市 芦別市 紋別市 士別市 名寄市 三笠市 千歳市 登別市 松前町 福島町 知内町 上磯町 大野町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町 長万部町 江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 熊石町 大成町 奥尻町 瀬棚町 北檜山町 寿都町 ニセコ町 留寿都村 喜茂別町 積丹町 赤井川村 奈井江町 由仁町 栗山町 浦臼町 新十津川町 秩父別町 沼田町 幌加内町 東神楽町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 朝日町 風連町 下川町 美深町 音威子府村 中川町 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 幌延町 猿払村 浜頓別町 豊富町 礼文町 利尻町 女満別町 小清水町 訓子府町 滝上町 西興部村 雄武町 虻田町 大滝村 白老町 鶴川町 穂別町 日高町 平取町 三石町 えりも町 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 芽室町 更別村 忠類村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町 浜中町 阿寒町 白糠町 音別町 別海町

標津町

附 則

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項から4の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道中山間地域等直接支払基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第38号

北海道中山間地域等直接支払基金条例の一部を改正する条例

北海道中山間地域等直接支払基金条例（平成12年北海道条例第109号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成17年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第39号

北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例

北海道水産林務部手数料条例（平成12年北海道条例第20号）の一部を次のよう

に改正する。

別表中23の項から29の項までを削り、30の項を23の項とする。

附 則

この条例は、平成17年4月2日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第40号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表22の項中「第52条第9項、第10項又は第13項」を「第52条第10項、第11項又は第14項」に改め、同項の次に次のように加える。

22の2 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査	壁面位置制限敷地内の建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料	226,000円	許可申請のとき
--	------------------------------	----------	---------

別表24の項中「第57条の2第3項」を「第57条の5第3項」に改め、同表28の項の次に次のように加える。

28の2 建築基準法第57条の2第1項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	特例容積率の限度の指定申請手数料	ア 指定を受けようとする敷地の数が2である場合 94,900円 イ 指定を受けようとする敷地の数が3以上である場合 94,900円と2を超える敷地の数に37,500円を乗じて得た額との合計額	指定申請のとき
--	------------------	--	---------

28の3 建築基準法第57条の3第1項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査	特例容積率の限度の指定取消申請手数料	15,800円と指定を取り消す敷地の数に13,500円を乗じて得た額との合計額	取消申請のとき
28の4 建築基準法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	特例容積率適用地区内の建築物の高さの特例許可申請手数料	226,000円	許可申請のとき

別表33の項を次のように改める。

33 建築基準法第68条第1項第2号の規定に基づく建築物の高さ、同条第2項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	景観地区内の建築物の高さ等の特例許可申請手数料	226,000円	許可申請のとき
---	-------------------------	----------	---------

別表33の項の次に次のように加える。

33の2 建築基準法第68条第5項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区内の建築物の各部分の高さの制限適用除外認定申請手数料	70,000円	認定申請のとき
---	--------------------------------	---------	---------

別表39の項中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改め、同表40の項中「1

団地内に」の次に「1 又は」を加え、「総合的設計により建築される」を削り、「総合的設計による 1 団地の建築物の特例認定申請手数料」を「1 団地の建築物の特例認定申請手数料」に改め、同項のア中「数が」の次に「1 又は」を加え、同表41の2の項中「1 団地内に」の次に「1 又は」を加え、「総合的設計により建築される」を削り、「敷地内に広い空地を有する総合的設計による 1 団地の建築物の特例許可申請手数料」を「敷地内に広い空地を有する 1 団地の建築物の特例許可申請手数料」に改め、同項のア中「数が」の次に「1 又は」を加え、同表42の項中「基づく同一敷地内認定建築物」を「基づく一敷地内認定建築物」に、「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」に、「(同一敷地内認定建築物)を「(一敷地内認定建築物」に改め、同表42の2の項中「基づく同一敷地内認定建築物」を「基づく一敷地内認定建築物」に、「敷地内に広い空地を有する同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」を「敷地内に広い空地を有する一敷地内認定建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」に、「(同一敷地内認定建築物)を「(一敷地内認定建築物」に改め、同表42の3の項中「基づく同一敷地内許可建築物」を「基づく一敷地内許可建築物」に、「敷地内に広い空地を有する同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」を「敷地内に広い空地を有する一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」に、「(同一敷地内許可建築物)を「(一敷地内許可建築物」に改め、同表43の項中「複数建築物認定又は許可取消申請手数料」を「一の敷地内とみなす建築物認定又は許可取消申請手数料」に改め、同表63の項中「1,500円」を「1 通行経路ごと 1 台につき200円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表に22の2の項を加える改正規定及び同表63の項の改正規定は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第41号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項を次のように改める。

1	削除
---	----

別表第 1 の 2 の項中「河川法」の次に「(昭和39年法律第167号)」を加え、同表の14の項(4)中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同表の14の2の項中「又は市街地再開発組合」を「市街地再開発組合」に、「が施行する」を「又は再開発会社が施行する」に改め、同項(1)及び(12)中「第38条第 2 項」の次に「第50条の 6 及び第50条の 9 第 2 項」を加え、同項中(36)を(45)とし、(35)を(44)とし、(34)を(43)とし、(33)を(42)とし、同項(32)中「第 4 条の 2 第 3 項」の次に「(政令第22条の 3 において準用する場合を含む。)」を加え、同項中(32)を(41)とし、(31)を(40)とし、(30)を(36)とし、(36)の次に次のように加える。

- | |
|---|
| (37) 法第125条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による事業又は会計の状況の検査 |
| (38) 法第125条の 2 第 3 項の規定による再開発会社のした処分取消し等の命令 |
| (39) 法第125条の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による事業の施行の認可の取消し及びその旨の公告 |

別表第 1 の14の2の項中(29)を(35)とし、(28)を(34)とし、(27)を(33)とし、(26)を(32)とし、(25)を(31)とし、(24)を(30)とし、(23)を(29)とし、同項(22)中「第124条第 2 項」を「第124条第 3 項」に改め、同項中(22)を(28)とし、(21)を(27)とし、同項(20)中「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に改め、同項中(20)を(26)とし、(19)の次に次のように加える。

- | |
|---|
| (20) 法第50条の 2 第 1 項の規定による事業の施行の認可 |
| (21) 法第50条の 8 第 1 項（法第50条の 9 第 2 項、第50条の12第 2 項及び第50条の15第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による再開発会社の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付 |

- (22) 法第50条の9第1項の規定による規準又は事業計画の変更の認可
- (23) 法第50条の12第1項の規定による再開発会社の合併若しくは分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡及び譲受の認可
- (24) 法第50条の14第1項の規定による審査委員の選任に係る承認
- (25) 法第50条の15第1項の規定による事業の終了の認可

別表第1に次のように加える。

16 不動産登記法（平成16年法律第123号）第116条第1項の規定による登記の嘱託（河川法第9条第5項の規定により札幌市長が管理する一級河川の用に供する国土交通省所管の不動産（札幌市長が取得したものに限る。）に係るもの及び同法第16条の3第1項の規定による河川工事に係る国土交通省所管の不動産（右欄に掲げる市の長が取得したものに限る。）に係るものに限る。）	札幌市 函館市 旭川市 帯広市 江別市 千歳市
---	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の14の2の項の改正規定（同項(20)の改正規定中「同条第3項」を「同条第4項」に改める部分及び同項(22)の改正規定中「第124条第2項」を「第124条第3項」に改める部分を除く。）は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際当該改正規定による改正後の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の14の2の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては札幌市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令の適用については、札幌市長のした処分その他の行為又は札幌市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第42号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

北海道立宗谷ふれあい公園	オートキャンプ場	を	北
	パークゴルフ場		

北海道立宗谷ふれあい公園	オートキャンプ場	に、	北海道立十勝エコロジーパーク
	パークゴルフ場		
	バーベキューコーナ		

オートキャンプ場	を	北海道立十勝エコロジーパーク	オートキャンプ場	に改め
			自転車	

る。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第12条中「前2条」を「第10条」に改める。

第12条の2第1項中「（北海道立ゆめの森公園及び北海道立十勝エコロジーパークに係る公園施設を除く。）」を削り、同条第3項中「及び北海道立宗谷ふれあい公園」を「、北海道立宗谷ふれあい公園及び北海道立ゆめの森公園」に改め、「別表第5」の次に「、北海道立十勝エコロジーパークに係る公園施設にあっては別表第6」を加える。

別表第1の2及び別表第1の3を削る。

別表第5の1の事項及び2の事項中「オートキャンプ場」の次に「（北海道立オホーツク公園及び北海道立宗谷ふれあい公園に係るものに限る。）」を加え、同表の3(2)の事項中「北海道立宗谷ふれあい公園」の次に「又は北海道立ゆめの森公園」を加え、同表に次の1事項を加える。

- 5 バーベキューコーナー（北海道立宗谷ふれあい公園に係るものに限る。）を利用する場合
- テーブル1台1時間につき 500円
- 別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第12条の2関係）

- 1 オートキャンプ場に入場する場合

区 分		利用料金の上 限 額	
デイキャンプ	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者以外の者	1人1日につき	610円
宿泊キャンプ	1 小学校の児童	1人1泊につき	500円
	2 1以外の者（学齢に達しない者を除く。）	1人1泊につき	1,010円

- 2 オートキャンプ場内の施設又は設備を利用する場合

区 分		利用料金の上 限 額	
サイト		1サイト1日につき	300円
		1サイト1泊につき	2,030円
トレーラーハウス		1棟1泊につき	12,200円
ロッジ		1棟1泊につき	24,500円
洗濯機		1回につき	300円
乾燥機		1回につき	150円

- 3 自転車を利用する場合

1台1時間につき 100円

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第5の次に1表を加える改正規定（トレーラーハウス、ロッジ、洗濯機及び乾燥機に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第43号

北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例

北海道建築基準法施行条例（昭和35年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「、石綿」を削り、「これら」を「これ」に改める。

第61条中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改める。

第62条の見出しを「（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和）」に改め、同条第1項中「同一敷地内」を「一の敷地内」に改める。

第63条第1項中「20万円」を「50万円」に改める。

第64条中「前条の刑」を「同条の刑」に改め、同条ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第17条第1項の改正規定及び第64条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第44号

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「小樽市」を「函館市、小樽市」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例別表2

の項の左欄に掲げる事務に係る北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に北海道文化財保護条例の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては函館市教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同条例の適用については、函館市教育委員会がした処分その他の行為又は函館市教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

文化財保護法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第45号

文化財保護法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
（北海道屋外広告物条例の一部改正）

第1条 北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に改め、同項第3号中「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

（北海道文化財保護条例の一部改正）

第2条 北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第98条第2項」を「第182条第2項」に改める。

第2条第3号中「民俗芸能」の次に「、民俗技術」を加える。

第20条第1項及び第21条第5項中「第56条の3第1項」を「第71条第1項」に改める。

第26条第1項及び第27条第5項中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に改める。

第31条第1項及び第32条第2項中「第69条第1項」を「第109条第1項」に改める。

（北海道文化財保護審議会条例の一部改正）

第3条 北海道文化財保護審議会条例（昭和50年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第105条」を「第190条」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

北海道立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第46号

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第5 授業料の項中「111,600円」を「115,200円」に、「15,000円」を「15,600円」に、「750円」を「840円」に改め、同表通信教育受講料の項中「130円」を「150円」に改め、同表科目受講料の項中「750円」を「840円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日において現に北海道立高等学校の生徒であった者に係る授業料（定時制の課程のうち学年による教育課程の区分を設けない課程に係るものを除く。）の額は、当該者が専攻科に入学する場合を除き、この条例による改正後の北海道立学校条例（以下「改正後の条例」という。）別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日以後において、転学若しくは転籍又は編入学をした者に係る授業料の額は、改正後の条例別表第5及び前項の規定にかかわらず、当該者が転学若しくは転籍又は編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第47号

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の52の項の次に次のように加える。

52の2 道路交通法第51条の8第1項の規定に基づく法人の登録の申請に対する審査	法人登録申請手数料	23,000円	登録申請のとき
52の3 道路交通法第51条の8第6項の規定に基づく法人の登録の更新の申請に対する審査	法人登録更新申請手数料	23,000円	登録更新申請のとき
52の4 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付の申請に対する審査	駐車監視員資格者証交付申請手数料	9,900円	交付申請のとき
52の5 道路交通法第51条の13第1項第1号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習	駐車監視員講習手数料	19,000円	受講申請のとき
52の6 道路交通法第51条の13第1項第1号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査	駐車監視員認定申請手数料	4,500円	認定申請のとき
52の7 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の書換え交付	駐車監視員資格者証書換え交付手数料	2,100円	書換え交付申請のとき

52の8 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付	駐車監視員資格者証再交付手数料	2,000円	再交付申請のとき
--	-----------------	--------	----------

別表第1の56の項のA中「1,750円」を「1,650円」に改め、同表の57の項のA中「3,350円」を「3,200円」に改め、同表の58の項中「2,250円」を「2,100円」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の56の項のA、57の項のA及び58の項の改正規定並びに次項の規定は、平成17年4月1日から施行する。
- この条例の施行前に、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第2条の規定に基づき行われる同法第3条の規定による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の登録、同法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の交付その他確認事務の委託に関し必要な手続その他の行為に係る手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、金額及び徴収時期については、この条例による改正後の北海道公安委員会手数料条例の規定（別表第1の52の2の項から52の8の項までに係る部分に限る。）を適用する。この場合において、前段に掲げる同条例別表第1のそれぞれの項中「道路交通法」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正後の道路交通法」と読み替えるものとする。

北海道警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第48号

北海道警察組織条例の一部を改正する条例

北海道警察組織条例（昭和29年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中第13号を第14号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第

7号の次に次の1号を加える。

(8) 個人情報の保護に関すること。

第4条の3に次の2号を加える。

(5) 銃器及び薬物に関する犯罪の取締りに関すること。

(6) 組織犯罪の取締りに関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第49号

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「437人」を「443人」に、「757人」を「767人」に、「5,590人」を「5,664人」に、「2,920人」を「2,960人」に、「9,704人」を「9,834人」に、「11,067人」を「11,197人」に改める。

附則第4項中「437人」を「443人」に、「757人」を「767人」に、「5,590人」を「5,664人」に、「2,920人」を「2,960人」に、「9,704人」を「9,834人」に、「11,067人」を「11,197人」に、「440人」を「446人」に、「762人」を「773人」に、「5,630人」を「5,705人」に、「2,942人」を「2,980人」に、「9,774人」を「9,904人」に、「11,137人」を「11,267人」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第50号

北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号を次のように改める。

(11) 爆発物製造施設等災害現場作業手当

第4条に次の1項を加える。

3 第1項の指導又は訓練に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の同項の手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の60を乗じて得た額とする。

第7条の5を次のように改める。

（爆発物製造施設等災害現場作業手当）

第7条の5 爆発物製造施設等災害現場作業手当は、職員が火薬類又は高压ガスの製造施設等において爆発、火災、漏えい若しくは流出又はこれらに類する災害が発生した場合に行う危険を伴う作業（第3条の2及び第6条第1項第1号に規定する作業を除く。）に従事したときに、その従事した日1日につき750円を支給する。

第8条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、同条第4項中「対する第2項」を「対する第1項」に改め、同項を同条第3項とする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

北海道保健所運営協議会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第51号

北海道保健所運営協議会条例を廃止する条例

北海道保健所運営協議会条例（昭和29年北海道条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

北海道立社会福祉総合センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第52号

北海道立社会福祉総合センター条例を廃止する条例

北海道立社会福祉総合センター条例（昭和53年北海道条例第47号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

北海道改良普及員資格試験条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第53号

北海道改良普及員資格試験条例を廃止する条例

北海道改良普及員資格試験条例（昭和28年北海道条例第28号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

北海道林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第54号

北海道林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例

北海道林業改良指導員資格試験条例（昭和33年北海道条例第 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

北海道水産物検査条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第55号

北海道水産物検査条例を廃止する条例

北海道水産物検査条例（昭和25年北海道条例第39号）は、廃止する。

附 則

1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第56号

北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例を廃止する条例

北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例（昭和33年北海道条例第68号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例（以下「旧条例」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において道内の公立高等学校（以下「公立高校」という。）に在学していた者であって施行日において旧条例の規定に基づき学資金の貸付を受けているものに係る学資金の償還並びに施行日の前日において現に公立高校に在学していた者及びこれと同一の学年に転学若しくは転籍又は編入学をする者に係る施行日以後の学資金の貸付及びその償還については、なおその効力を有する。

（北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例の一部改正）

3 北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例（昭和49年北海道条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例」を「北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例を廃止する条例（平成17年北海道条例第56号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例」に改める。

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第57号

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第8項を次のように改める。

- 8 知事の給料月額、平成17年4月1日から同月30日までの間に限り、第3条第1項及び附則第6項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から第3条第1項に定める額に100分の30を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

